

令和7年小牧市議会第2回定例会会議録

① 令和7年6月16日第2回市議会定例会（第2日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 (欠員)	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	23 河内 伸一
24 小島 倫明	25 舟橋 秀和

③ 欠席議員は次のとおりである。

22 木村 哲也

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	山下 史守朗	副市長	伊木 利彦
副市長	笹原 浩史	教育長	中川 宣芳
選挙管理委員会委員長	長尾 英俊	市長公室長	入江 慎介
総務部長	長尾 正人	地域活性化営業部長	石川 徹
市民生活部長	落合 健一	健康生きがい支え合い推進部長	駒瀬 勝利
福祉部長	江口 幸全	こども未来部長	川尻 卓哉
建設部長	堀場 武	都市政策部長	舟橋 朋昭
上下水道部長	笹尾 拓也	市民病院事務局長	竹田 孝一
教育部長	矢本 博士	監査委員事務局長	松浦 智明
消防長	小口 高広	市長公室次長	宇野 嘉高
総務部次長	古澤 健一	地域活性化営業部次長	伊藤 加代子
市民生活部次長	小川 真治	健康生きがい支え合い推進部次長	永井 政栄

福祉部次長	山本 格 史	こども未来部次長	野 田 弘
建設部次長	矢 澤 浩 司	都市政策部次長	川 島 充 裕
上下水道部次長	三 品 克 二	市民病院事務局次長	堀 田 幸 子
教育部次長	岩 本 淳	会計管理者	舟 橋 知 生
副消防長	高 橋 直 人		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	小川 正 夫	議事課長	松 宮 克 哉
書記	舟 橋 紀 浩	書記	伊 藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- 1 議員辞職について
- 2 提出議案の報告
- 3 説明員出席要求者の報告

議員辞職の件

議案審議

- 議案第72号 小牧市監査委員の選任について
- 議案第73号 (仮称) 小牧市立第一こども園建設工事のうち建築工事請負契約の締結について
- 議案第74号 (仮称) 小牧市立第一こども園建設工事のうち機械設備工事請負契約の締結について
- 議案第75号 財産の無償貸与について
- 議案第76号 財産の無償貸与について
- 議案第77号 令和7年度小牧市一般会計補正予算(第2号)

一般質問

- 1 個人通告質問

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長(小川正夫)

ただいまの出席議員は、23名であります。

○議長(小島倫明)

皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本件は、会議規則第86条の規定により、議長において、23番河内伸一議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告について。

去る6月4日付けで木村哲也議員から、議員の辞職願が議長宛てに提出され、同日付けで受理いたしました。

会期中の議員の辞職につきましては、地方自治法第126条の規定により議会の許可を得る必要がありますので、本件については、後刻、議題といたします。

次に、本日新たに議会に提出されました議案については、配付いたしました6件であります。

これをもって提出議案の報告にかえます。

次に、今定例会の説明員として新たに選挙管理委員会委員長に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので御報告申し上げます。

日程第3、議員辞職の件を議題といたします。

木村哲也議員から議員の辞職願が提出されておりますので、事務局長に辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（小川正夫）

朗読いたします。辞職願、私儀、このたび一身上の都合により勝手ながら小牧市議会議員を辞職させていただきます。令和7年6月4日小牧市議会議員、木村哲也。小牧市議会議長、小島倫明殿。

以上であります。

○議長（小島倫明）

会期中の議員の辞職は、地方自治法第126条の規定により議会の許可が必要です。お諮りいたします。木村哲也議員の辞職を本日付けで許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。よって、木村哲也議員の辞職を許可することに決しました。木村哲也議員の議員辞職に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。お諮りいたします。ただいま欠員となっております常任委員会委員の選任を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 常任委員会委員の選任を議題といたします。お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって議長より指名することに決しました。事務局長に被指名者氏名を朗読させます。敬称は省略させていただきます。

○議会事務局長（小川正夫）

朗読いたします。敬称は省略させていただきます。文教建設委員会、阿部哲己。

以上でございます。

○議長（小島倫明）

お諮りいたします。ただいま事務局長に朗読されました議員を常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、常任委員会委員に選任することを決しました。

春日井小牧看護専門学校管理組合議会議員舟橋秀和議員の辞職に伴い、一部事務組合事務組合議会議員が欠員となっております。

お諮りいたします。欠員となっております一部事務組合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

日程第5、一部事務組合議会議員選挙を議題といたします。

欠員となっております春日井小牧看護専門学校管理組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小島倫明)

御異議なしと認めます。よって選挙方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長より指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小島倫明)

御異議なしと認めます。

よって議長より指名することに決しました。

直ちに指名いたします。

事務局長に被指名者氏名を朗読させます。

○議会事務局長(小川正夫)

朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

春日井小牧看護専門学校管理組合議会、大上利幸。

以上でございます。

○議長(小島倫明)

お諮りいたします。

ただいま、事務局長に朗読させました議員を、一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小島倫明)

御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました議員が一部事務組合議会議員に当選されました。

本席から一部事務組合議会議員当選の告知をいたします。

大上利幸議員、令和7年6月16日、令和7年小牧市議会第2回定例会本会議において、春日井小牧看護専門学校管理組合議会議員選挙の結果、春日井小牧看護専門学校管理組合議会議員に当選されました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

日程第6、議案審議に入ります。

議案第72号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、舟橋秀和議員の除斥を願います。

(舟橋議員 退席)

○議長（小島倫明）

提案理由の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下史守朗）

ただいま上程をされました議案第72号につきまして御説明を申し上げます。

議案書第2号の1ページをお願いいたします。

議案第72号小松市監査委員の選任についてであります。

この議案は委員でありました木村哲也氏の辞任に伴いまして、後任者として舟橋秀和氏を選任しようとするものであり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

以上で議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小島倫明）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。

ただ今のところ発言通告はありません。

発言はありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小島倫明）

発言なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

(「動議」の声)

○議長（小島倫明）

鈴木裕士議員。

○15番（鈴木裕士）

ただいま、上程中の議案については委員会付託を省略し、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長（小島倫明）

ただいま鈴木裕士議員より動議が出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

ただいまのところ、発言通告はありません。

発言はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小島倫明）

発言なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第72号については、これを同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小島倫明）

御異議なしと認めます。

よって議案第72号、小牧市監査委員の選任については同意されました。

ここで、舟橋秀和議員の除斥を解きます。

（舟橋議員 着席）

○議長（小島倫明）

次に、議案第73号から議案第76号までの議案4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川尻こども未来部長。

○こども未来部長（川尻卓哉）

それでは、ただいま上程されました議案第73号から議案第76号までの4議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書第3号の1ページをお願いいたします。

議案第73号、（仮称）小牧市立第一こども園建設工事のうち、建築工事請負契約の締結についてであります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、（仮称）小牧市立第一こども園建設工事のうち、建築工事施工に必要なからであります。

その内容であります。1の工事名は、（仮称）小牧市立第一こども園建設工事のうち建築工事であります。

2の工事場所は、小牧市中央六丁目101番地。

3の工事概要は、（1）として、鉄筋コンクリート造 2階建て、延べ床面積

1,683.58平方メートル。(2)として、既設園舎等の解体であります。

4の請負契約金額は、6億5,780万円。

5の請負契約者は、名古屋市昭和区緑町1丁目10番地、株式会社前田工務店、代表取締役前田俊男氏であります。

6の契約の方法につきましては、5社による制限付一般競争入札を総合評価落札方式により実施いたしました。

なお、参考資料といたしまして、2ページに位置図、3ページに配置図、4ページから6ページに平面図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして7ページをお願いいたします。

議案第74号、(仮称)小牧市立第一こども園建設工事のうち、機械設備工事請負契約の締結についてであります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、(仮称)小牧市立第一こども園建設工事のうち機械設備工事施工に必要なからであります。

その内容であります。1の工事名は、(仮称)小牧市立第一こども園建設工事のうち機械設備工事であります。

2の工事場所は、小牧市中央六丁目101番地。

3の工事概要は、機械設備工事一式であります。

4の請負契約金額は、1億6,632万円。

5の請負契約者は、小牧市曙町50番地、北斗設備株式会社、代表取締役御手洗剛氏であります。

6の契約方法につきましては、2社による制限付一般競争入札を総合評価落札方式により実施いたしました。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第75号、財産の無償貸付けについてであります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、待機児童の解消を図るため、小規模保育事業所を整備するに当たり、当該小規模保育事業所の運営が円滑に行われるよう市の所有する財産を無償で貸し付けるため必要があるからであります。

その内容であります。1の貸付けをする財産は、(1)財産の種類は土地で、(2)所在地は、小牧市大字小牧原新田字樋下3220番外、(3)面積は912.99平方メートルで、2の貸付けの相手方は、名古屋市中区丸の内一丁目5番28号、株式会社はな保育、代表取締役、加藤義人氏であり、3の貸付けの目的は、小規模保育事業所の設置及び運営で、4の貸付けの期間は、貸付けの目的の用に供する期間。ただし、使

用貸借契約の締結の日から起算して30年間を限度とするものであります。

なお、参考資料といたしまして、10ページに位置図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

議案第76号、財産の無償貸付けについてであります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは待機児童の解消を図るため、小規模保育事業所を整備するに当たり、当該小規模保育事業所の運営が円滑に行われるよう、市の所有する財産を無償で貸し付けるため必要があるからであります。

その内容であります。1の貸付けする財産は、(1)財産の種類は土地で、(2)所在地は小牧市大字北外山字桜井山838番5外、(3)面積は608.94平方メートルで、2の貸付けの相手方は、名古屋市熱田区波寄町25番1号、株式会社名鉄スマイルプラス、代表取締役社長、北森正浩氏で、3の貸付けの目的は、小規模保育事業所の設置及び運営で、4の貸付けの期間は、貸付けの目的の用に供する期間。ただし、使用貸借契約の締結の日から起算して30年間を限度とするものであります。

なお、参考資料といたしまして、12ページに位置図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第73号から第76号の4議案の提案理由と、その内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島倫明）

次に、議案第77号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長尾総務部長。

○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第77号につきまして御説明申し上げます。

議案書第3号の13ページをお願いいたします。

議案第77号、令和7年度小牧市一般会計補正予算第2号についてであります。

歳入歳出予算の補正であります。14ページをお願いいたします。

まず、歳入についてであります。17款2項国庫補助金は、3,267万4,000円の増額であります。

後ほど御説明をさせていただきます学校給食費の保護者負担分の減額の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものであります。

22款1項繰越金は、926万円の増額であります。前年度繰越金を財源化するもので

あります。

23款4項雑入は、4,193万4,000円の減額であります。

子育て世代の生活支援策として、市内小中学生の2学期及び3学期の学校給食費の保護者負担分の減額を実施することに伴う児童生徒等給食代の減額によるものであります。

15ページをお願いいたします。

次に、歳出についてであります。

10款1項教育総務費は、歳入で申しあげました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と、一般財源を活用した学校給食費の保護者負担分の減額の実施により、財源振り替えを行うものであります。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書第2号を提出させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島倫明）

ただいま議題といたしております議案第73号から議案第77号までの議案5件の質疑については、後日の本会議に行いますので、御了承願います。

日程第7、一般質問に入ります。

個人通告質問を行います。通告順に発言を許します。

○7番（余語 智）

7番余語智、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目2点につきまして、質問をさせていただきます。

微力ではありますが、小牧市が少しでもよくなるよう、誠心誠意質問をさせていただきます。

質問項目1、街路樹及び公園樹の健全な樹木管理についてであります。

市民憲章には、「緑とやすらぎのある美しいまちにしましょう」とあります。これを基に、本市では、市民一人一人が自然を愛し、町を汚さないよう心がけ、快適な環境づくりに取り組んできました。

街路樹については、美しい統一感のある町並みを創出するとともに、都市の季節感を生み出し、日照りの遮蔽、ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善に寄与しています。

公園樹は、街に季節感や潤いをもたらし、街のイメージを高めるとともに、生物の生息環境になるなど、多様な機能を有しており、本市の貴重な緑となっています。

この二つの樹木は、市民にとって癒やしともなる、かけがえのない財産になってい

ます。

しかしながら、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大径木化や老朽木化も見られ、街路樹では樹勢が衰えてきたものや、アスファルトの根上がりなどの通行障害、視認障害など安全な道路交通に支障を来す恐れが生じています。

また、公園樹では、樹勢が衰えて、公園内外の安全に支障を来す恐れが生じるようになってきました。

このように、大径木化・老朽木化により、倒木の事故も相次いでいます。

昨年9月、東京都日野市でイチョウの木の枝が落下し、歩行者が下敷きになり死亡した事故が起きました。また、数年前であります、佐賀県では母親と小学5年生の男児が車で買物に行く途中、突然松の木が倒れ、助手席の小学生に直撃し亡くなりました。直径70センチ、高さ17メートルもの大木で、木は大きな空洞があったとのことです。

国土交通省の街路樹の倒木に関する全国調査によると、2018年から2022年の5年間で発生した倒木は、年平均約5,200本となり、そのうち強風等の災害による倒木が年平均3,700本、老朽木・根腐れ等が年平均1,500本であります。

被害事故としましては35件という調査結果となっております。

このような事故が起きないように、健全な樹木管理の必要性を感じます。

そこで質問をいたします。(1)街路樹及び公園樹の管理状況について、市内には数多くの街路樹、公園樹があります。ア、樹木の樹種等の管理状況を伺います。樹木は強風や根腐れ菌の侵入により、根株が腐敗することなどで倒木することがあります。そのため樹木の異常を定期的に把握することが重要であると考えます。イとして、樹木の異常の有無をどのように把握し対処しているのか伺います。ウ、倒木により市民生活に影響を及ぼした事例を伺います。

(2)街路樹及び公園樹の枝葉の剪定について、剪定の不当な処置などで樹木の衰弱を招き、倒木につながる可能性もあります。

剪定はどのような基準で行っているのか伺います。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目の1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

川島次長。

○都市政策部次長（川島充裕）

質問項目1、街路地及び公園樹の健全な樹木管理について、(1)街路樹及び公園樹の管理状況について、アとして、樹木の樹種などの管理状況についてであります。

本市では、街路樹及び公園樹の効率的な維持管理を実施するため、樹種や位置情報など、樹木に関する情報をデータベース化した台帳を作成し、適宜更新することで、樹木の状況を把握しています。

令和6年度末時点における本市の街路樹及び公園樹の状況であります。街路樹の高木は約7,600本、樹種は約80種で、主な樹種はトウカエデ、ハナノキ、ナンキンハゼであります。低木は約20万本、樹種は約50種で、主な樹種はヒラドツツジ、ボックスウッド、トベラであります。

次に公園樹であります。高さ約1メートル以上の中高木は、約1万3,000本、樹種は約250種で、主な樹種はケヤキ、シラカシ、クスノキであります。

低木は、約41万本、樹種は約200種で、主な樹種は、ヒラドツツジ、アベリア、サツキツツジであります。

これら樹木の維持管理につきましては、桃花台ニュータウン内については、一般財団法人桃花台センターに、それ以外の地区については小牧市公園緑地協会に委託しており、枝の剪定や刈り込み、枯れ枝の除去、薬剤散布などを行っております。

○議長（小島倫明）

舟橋部長。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、イとして、樹木の異常の有無をどのように把握し対処しているのかについての御尋ねであります。

樹木の異常の把握につきましては、街路樹及び公園樹の維持管理を委託している一般財団法人桃花台センター及び小牧市公園緑地協会が剪定時などに行っている点検や、公園の日常管理を委託している地元区による目視点検により行っています。異常があった場合には、必要に応じて樹木医にも相談を行い、伐採や補植などの対応を行っています。

また、倒木などの異常をできるだけ早期に発見し、事故の防止につなげるよう、本年4月1日からまちレポこまきの対象に街路樹の倒木や公園樹の倒木を追加し、市民の方が樹木の異常を手軽に通報できる環境を整えたところであります。

○都市政策部次長（川島充裕）

続きまして、ウとして、倒木により市民生活に影響を及ぼした事例についてであります。

倒木により市民生活に影響を及ぼした事例につきましては、過去3か年でお答えしますと、令和4年度、令和5年度は事例がありませんが、令和6年度は、令和6年4月に、市民四季の森ディスクゴルフ場南側の樹木が病害虫の影響などにより敷地外に

倒れたことにより、施設などを破損させた事例が1件ありました。

また、施設などの破損はないものの、強風時に樹木が折れ一時的に歩行者の通行の妨げとなった事例が3件ありました。

続きまして、(2)街路樹及び公園樹の枝葉の剪定について、剪定はどのような基準で行っているかについてであります。

街路地や公園樹の選定につきましては、一般社団法人日本造園建設業協会が発行する街路樹剪定ハンドブックに基づき、剪定の時期などについて、樹木の生育に配慮するとともに、歩行者などの通行や公園利用者などに支障を及ぼさないよう道路や公園の環境に応じて、樹高や枝張りの幅などを考慮して行っております。

以上であります。

○7番(余語 智)

御答弁ありがとうございました。

(1)アについてであります。樹木、街路樹、公園樹の樹種、本数等がデータベースで台帳管理されていることが分かりました。

ただ樹齢や樹木の高さが管理されていないのが気になるところであります。

樹木の高さについてはスマホで測定できるアプリもあるようです。

樹齢については、樹種や生育環境によって違いはありますが、樹高と幹の直径から概算の樹齢が出ますので、参考にさせていただければと思います。

また、小牧市財産管理規則第21条には、公有財産台帳に登載すべき財産の区分及び種目等には、土地や建物のほかに、木や竹の流木地区についても種目や本数等を台帳に登載すべきとなっております。

今回は質問はいたしませんでしたが、街路樹及び公園樹が公有財産台帳に載せるべき立木竹という位置づけであれば、適正な公有財産管理台帳に努めていただきたいと思います。

再質問をいたします。

答弁のように多数の樹木を維持管理していくには、かなりの管理経費を要するのではないかと思います。

樹木の管理経費について、過去3年の推移を伺います。

○都市政策部次長(川島充裕)

樹木の管理経費につきましては、街路樹及び公園樹のそれぞれについて、過去3年分でお答えしますと、街路樹については、令和4年度は1億9,640万円余、令和5年度は2億500万円余、令和6年度は2億1,360万円余であります。

次に、公園樹については、令和4年度は2億450万円余、令和5年度は2億920万円余、

令和6年度は2億980万円余であります。

以上であります。

○7番（余語 智）

はい、ありがとうございました。

街路樹と公園樹の合計を年度ごとに比較をすると、令和5年度については、対前年度比 3.32%の増加であります。令和6年度は対前年度比 2.22%の増加となっております。

増加の要因として、人件費の影響等もあるかと思いますが、徐々に管理経費が上昇していることが分かりました。膨らむ経費を改善する工夫が必要だと思います。

車を走らせていると、道路の両側には街路樹が並んでとても気分のいいものです。しかし、私は樹木と樹木との間隔が狭いと感じます。

市民会館前と上末の市民球場沿いの樹木を現地で計測してきましたが、おおよそ7.5メートル間隔で樹木が並んでいました。間隔が狭いことによって、樹木が密集し、先が見通せないことがあります。特に車で交差点を曲がる時、歩行者、自転車の確認がしにくいことがあったり、枝葉が伸びて道路標識や信号機を遮って見にくいこともあります。

このようなことから、私は街路樹を間引いて撤去し、樹木との間隔を広げることを提案いたします。

これにより安全対策につながるとともに、管理経費も抑えられるものと考えられます。

大阪市では、「街路樹・公園樹の安全対策事業」として、平成30年度から令和6年度にかけて、市民の安全・安心に影響を与える街路樹1万2,000本、公園樹7,000本の樹木撤去を行いました。これは市民の安全を確保するとともに、管理経費の削減にもつながっています。

続いてイの樹木の異常の有無の把握ですが、本年4月から「まちレポこまき」に街路樹や公園樹の危険樹木を市民から情報提供の対象にしていただきありがとうございます。手軽に通報できることにより、市民による危険な樹木の確認はもちろん、樹木に関心を寄せていただくことはとても意義のあることだと思います。

ウですけども、ウの倒木により市民生活への影響ですが、原因を見ますと、病害虫や強風により倒木したということが分かりました。また過去3年の被害状況の答弁をいただきましたが、もっと以前の平成20年代前半頃と記憶しておりますが、台風の影響により、市道犬山公園小牧線沿いの高木のプラタナスが根元の腐食していたこともあり倒木し、走行中の車に接触するという事故がありました。現在では、市民会館前

の道路のプラタナスは倒木を防ぐため、1.3メートルの鉄の防護柵が施してあります。しかし、その柵から上の部分は太くなっており、樹木にかなりのストレスを与えているものと考えます。このように樹木の上半身が太くなっていることで、いつ何どき強風により倒れてしまうのではないかと危惧するところでもあります。本来管理する全ての樹木の危険性を随時把握する必要がありますが、労力的に困難であります。そこで、万が一、倒木したときに大きな事故になりかねない場所にある樹木に絞って、年一度の定期点検を実施するのがよいのではないかと考えます。

特に樹木の高さが3メートルを超える高木で、交通量の多い道路や、人の往来する公園の沿道を重点的に行うとよいかと思えます。一方、倒木は道路や公園施設内の樹木に限ったことではありません。

再質問いたします。私は緑のいっぱいある篠岡地区に住んでおりますが、樹木は多い。竹も多い。雑草も多い地域です。市民の方からは樹木や竹についての相談をよく受けます。特に民有地の樹木や竹が折れてしまい、車道や歩道に張り出し通行上の支障となっているがどうしたらよいのかというものであります。これに対し、どのような対応をしているのか伺います。

○建設部次長（矢澤浩司）

民有地の樹木などが道路に張り出している状況につきましては、道路の利用する方の安全な通行を妨げるとともに、道路標識やカーブミラーなどの交通安全施設の視界が塞がれることにより交通事故を誘発する危険性がありますので、適切な対応が求められます。

民有地から樹木などが越境し、通行の支障となっている箇所のお多くは、お電話や市ホームページからのお問い合わせなど、地域住民からの情報提供によるものであり、昨年度につきましては約90件のお問い合わせをいただいております。

このような樹木などの越境に関しまして、その所有者が適切な管理を怠った結果として事故などが発生した場合は、所有者だけでなく道路管理者に対しましても管理責任を問われることがありますので、樹木などの状態や管理状況を確認するとともに、所有者に対しまして、口頭又は文書により指導や助言を行い、剪定や伐採など、必要な措置を講ずるよう働きかけております。

○7番（余語 智）

はい。ありがとうございます。所有者に対し口頭や文書で対応されていることが分かりました。

道路への枝の張り出しが多いですが、中には、ぶら下がり枝といって大きな枝が道路の上に突き出て、その枝の一部が折れてぶら下がっていることがあります。このよ

うな状況のとき、車はぶら下がり枝が自身のフロントガラスに当たるのを避け、反対車線を走行します。私もそのような場面に出くわしたことがあり、対向車線からはみ出した車と危うく衝突するところでした。ぶら下がり枝は大変危険であります。

また、竹であります。竹は120年に一度花を咲かせ、その後は全て枯れてしまいます。ここ数年前から全国で歴史的な竹枯れの時期に入っており、いたるところで竹枯れが始まっています。特に、道路際の竹が枯れると風などにより根元から倒れ、道路へ張り出し、通行に支障を来しますので注意が必要となります。

(2)の街路樹・公園樹の枝葉の剪定については、道路は、公園の道路や観光園の環境に応じて樹高や枝張りの幅などを考慮して行っているとのことですが、景観もとても大事だと思います。

そこで最後の質問をいたします。本市の樹木剪定における景観の考え方を伺います。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

樹木の剪定につきましては、樹木本来が持つ樹形を考慮しながら、景観面にも配慮して行っているところでありますが、強風などにより倒木の恐れがあったり、通行の視認性を確保するため、樹種や環境によっては強い剪定を行うことがあり、このことにより、健全な樹形や良好な景観が損なわれているものもあります。

一方、近年、街路樹の老朽木化や大径木化が進行し、倒木や落ち枝、根上がりによる舗装の持ち上がりなど、剪定作業では対応できない問題が発生しております。

そこで、こうした問題に対処するため、街路樹の再生に向けた基本的な考え方や方針を示した小牧市街路樹再生指針を本年2月に改定し、本格的に運用を開始したところであります。

今後はこの指針に基づき、道路環境を考慮しながら、老朽木化や大径木化した街路地の更新を順次行うなど、町並みの景観と調和するよう、適切な維持管理を行っていきたいと考えています。なお、本年度より、市道犬山公園小牧線の一部区間において樹木の更新を予定しており、維持管理面や景観面を考慮し、常緑ヤマボウシに植え替えをしたいと考えています。

以上です。

○7番（余語 智）

はい、ありがとうございました。

樹木によって樹形は異なるものと思います。それを考慮しながら、市民のために景観も意識され剪定を行っていることが確認できました。

結びになりますが、本市は道路整備の進捗とともに、街路樹の整備が進められ、都市緑化に取り組まれてきました。

また、公園整備とともに公園樹の整備も進められ、市民にやすらぎと癒やしを与えてきました。しかしながら、大径木化や老朽木化、さらには病虫害などにより倒木などの重大な事故につながる恐れもあることから、小牧市街路樹再生指針を改定されました。

今の町並みから将来の町並みへ、これからも彩り続けるという指針にある基本理念の下、今年度から市道犬山公園小牧線の区間において、維持管理や景観面を検討された中で、常緑ヤマボウシに植え替えしていくとのことでもあります。

これからもさらに健全な樹木管理に努められ、緑とやすらぎのある美しい小牧市になることをお願い申し上げ、質問項目1を終わります。

続いて質問項目2であります。小中学校の学校再編計画についてであります。

全国的な少子化の波は、本市においてもとどまることはありません。本市の児童生徒数を見ると、昭和58年の1万9,348人をピークに減少を続け、令和7年にはピークの58%まで減少しています。特に東部の篠岡地区では、児童生徒の減少は顕著であります。篠岡地区の小学校5校のうち、今年度入学した新1年生の児童数は、20人台が3校、30人台が2校であり、今後もさらに減少していくものと思われま

す。また、市内の学校施設の老朽化も進み、築60年を超えている学校が6校あり、そのうち一番経過しているのが築67年の篠岡小学校であります。

数年前、雨の降る中、通学ボランティアをやっていて、6年生の女子児童が私にこんな言葉を投げかけてきました。「雨の日になるとまず学校でやることは、教室にバケツを置くこと」と言うのです。要するに、教室で雨漏りがあり、その児童が率先してやっているとのことでした。

このように、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化の課題に対して、子どもたちにとってよりよい教育環境を図っていくため、令和6年9月に教育委員会が「新たな学校づくり推進計画」を策定されました。それを土台として、今年度学校を考える会を設置され、学校再編計画が進められています。

そこで質問をいたします。

(1) 篠岡地区の学校再編計画案について。

4月15日に篠岡地区の学校を考える会が設置され、5月10日に第1回目の考える会が開催されました。

その後、5月30日に第2回目が行われ、学校再編計画案を委員58名と傍聴された方々に示されました。

アとして、学校再編計画案の具体的な内容を伺います。

イとして学校再建案における課題を伺います。

(2) 小中一貫教育の導入について。

新たな学校づくり推進計画には、小中一貫教育の導入を検討していくとあります。学校再編における小中一貫教育の考え方を伺います。

(3) 学校を再編後の廃校の利活用について。

学校統合により廃校となる学校が出てきます。この貴重な行政財産をどのように考えていくのかとても重要なことだと考えております。

活用に当たっては、行政財産である学校を用途廃止し、普通財産とした上での活用になるかと思いますが、学校再編と同時に廃校の利活用についても検討していく必要があると考えますが見解を伺います。

以上誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

○教育長（中川宣芳）

質問項目2、小中学校の学校再編計画についての(1)、篠岡地区の学校再編計画案についてのア、学校再編計画案の具体的な内容についてのお尋ねでございます。篠岡地区につきましては、令和6年9月に策定いたしました小牧市新たな学校づくり推進計画におきまして、児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化の課題が特に大きく、学校再編の検討を早急に行うべき地区として位置づけられたことから、地域の皆様からも意見をいただきながら検討を進めていくため、保護者や教員、地域の代表者などからなる「篠岡地区の学校を考える会」を設置いたしました。

これまでに2回開催をいたしまして、令和7年5月10日に開催いたしました第1回の考える会では、篠岡地区の学校教育を取り巻く現状と課題の共有を図り、令和7年5月30日開催いたしました第2回の考える会におきましては、篠岡地区の学校の再編計画の案をお示しをし、委員の皆様や傍聴者の皆様から様々な御意見をいただいたところであります。

そこで、学校再編計画の具体的な内容のお尋ねでございますが、まず、篠岡地区につきましては、小牧市新たな学校づくり推進計画でもお示ししたとおり、このまま児童生徒数の減少が続いた場合、将来的には1小学校、1中学校の体制を検討していかなければならないと考えておりますが、現時点で1小学校、1中学校の再編を行うには、児童生徒数の状況からも逆に過大校となり、適正規模を上回ってしまうことから時期尚早であると考えております。

しかしながら、篠岡地区については、現状でも陶小学校の全ての学年が1クラスの状態にあり、その他の学校でも1学年1クラスの学年が複数あり、今後さらにそうした学年が増えていくことが見込まれています。

具体的に申し上げますと、今年度の篠岡地区の小学校の新入生は篠岡小学校が29人、桃ヶ丘小学校が22人、陶小学校が25人、光ヶ丘小学校は38人、大城小学校が32人でありまして、5校中4校が学年1クラスで、学年2クラスの光ヶ丘小学校も35人の基準を僅かに上回るにすぎない状況であります。

子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模を確保していくことが必要であり、現状を鑑みると学校再編に猶予はなく、より早急に取り組んでいく必要があると考えているところです。

そして篠岡地区の学校再編計画案として、篠岡一帯を一つの学園として捉え、一貫した教育理念の下、義務教育9年間の連続した学びの充実を目指していく「しのおか学園構想」をお示しさせていただきました。

具体的には、篠岡地区の学校再編は2期に分けて検討を進めてまいります。再編の第1期目としては、小学校については、桃ヶ丘小学校と光ヶ丘小学校を活用し、中学校については桃陵中学校と光ヶ丘中学校を活用し、篠岡地区としては、二つの小学校と二つの中学校でしのおか学園を編成いたします。

第1期目の再編時期としては、目の前の児童生徒の学習環境をできるだけ早く改善するため、令和9年4月を目指して再編を進めていきます。

次に、児童生徒数の減少状況等を勘案しながらの検討になりますが、再編の第2期目として、現在の篠岡小学校、篠岡中学校の跡地に、小中一貫校の新設を検討していくものであります。

いずれにいたしましても、今後、保護者や地域の皆様の御意見をお聴きしながら、できるだけ早く児童生徒の教育環境の改善を図っていくため、学校再編計画の策定に向けて努力していきたいと考えております。

次に、イ、学校再編計画についての課題についてであります。まず、学校再編におきましては、児童生徒の通学に関することが大きな課題であると考えております。

学校再編に伴い通学距離が長くなることを心配する声は多く、子どもたちが安心して学校に通うことができるような環境を整備していく必要があると考えております。

また学校再編に伴う環境の変化が子どもたちにとって大きな負担となることにつきましても配慮が必要であると考えておりまして、特にこれまで通っていた学校から再編する学校に通うこととなる児童生徒に対しましては、学校と連携し、子どもたちに寄り添った対応をしていきたいと考えております。

また、学校再編に向けて、学校間で調整しなければならないことは多岐にわたりまして、例えば学校のルールや部活動、学校行事など、学校生活に関わる様々なことについて、学校間で調整していく必要があると考えております。そのため、学校現場の

教職員の意見などを聴きながら、まずは令和9年度の学校再編に向けて、スムーズな移行ができるよう、調整事項や課題の洗い出しを行い、学校と連携して準備を進めていきたいと考えておるところであります。

続きまして、(2)小中一貫教育の導入についての学校再編における小中一貫教育の考え方についてのお尋ねでございます。

小中一貫教育につきましては、義務教育9年間の連続した学びの充実や、小学校から中学校に進学する際に、新しい環境での学習や生活に適応できない。いわゆる中1ギャップの解消につながるものであり、学校再編を契機といたしまして、本市にとってより最適な小中一貫教育について検討をした上で、導入できる学校については順次導入していきたいと考えております。

そのため、今回のしのおか学園構想の第1期におきましても、小学校と中学校が隣接する桃ヶ丘小学校と桃陵中学校、光ヶ丘小学校と光ヶ丘中学校の校舎を活用いたしまして、小中学校を同じ学校区とすることで、隣接型の小中一貫校と位置づけることが可能となりますので、学校再編に合わせて小中一貫教育の導入について検討していきたいと考えております。

また、今後さらに児童生徒数が減少し、第2期の再編を行う際には、第1期の検討を検証した上で篠岡小学校、篠岡中学校の跡地に本市が理想とする小中一貫校を新設していくことが望ましいのではないかと考えております。

私からは以上です。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、(3)学校再編後の廃校の利活用について。

学校再編と同時に廃校の利活用についても検討していく必要があるが、見解についてのお尋ねであります。

今後さらに人口減少、少子高齢化が進み、本市の財政についても一層厳しくなると予測されている現状において、公共施設をこれまでのように建設、維持していくことは困難である。市として公共施設全体の総量の削減をしていかなければならないと考えております。

その上で、学校再編後の廃校の利活用につきましては、体育館、グラウンドについては、地域スポーツや防災など地域の重要な拠点となっていることから、その機能を維持していくために、基本的に残していく方向で検討してまいります。

校舎などその他の施設につきましては、今後、民間資本による活用の可能性がある場合には検討することも考えておりますが、現時点においては、篠岡地区における必要な公共施設の計画は特にありませんので、多額の維持管理費をかけてまで転用を図

るべき施設の計画がないのであれば、原則解体し、公共施設に係る経費の縮減に努めていく考えであります。

以上であります。

○7番（余語 智）

はい。御丁寧に御答弁ありがとうございました。

(1) ア、再編計画案の具体的な内容ですが、小牧市の約半分の面積を有する篠岡一帯を一つの学園として捉えたしのおか学園構想は、これからの児童生徒たちの学習環境などを考えたとてもすばらしい構想と思います。

再編の第1期として、小学校は桃ヶ丘小学校と光ヶ丘小学校。中学校は桃陵中学校と光ヶ丘中学校を活用し、この小中の2校ずつにおいて新たなしのおか学園として編成をされ、令和9年4月の再編を目指していることが分かりました。

また2期は、児童生徒の減少を見据えながら現在の篠岡小学校、篠岡中学校の跡地に、本市発の小中一貫校の新設を検討していくことも分かりました。

令和9年4月の学校再編ということではありますが、再編まで2年を切っております。時間があるようでないのが実感であります。そこで再質問をいたします。

5月30日に学校再編計画を篠岡地区の学校を考える会に示されましたが、58名の委員や傍聴者の皆さんからは、どのような声があったのか伺います。

○教育部長（矢本博士）

学校再編計画の案として、しのおか学園構想をお示しいたしました第2回篠岡地区の学校を考える会におきましては、学校再編計画の案を御説明した後、委員の皆様には学校ごとに分かれて意見交換をしていただき、代表者の方より御意見をいただきました。

また、傍聴者の皆様からも意見シートにより様々な御意見をいただきました。

まずは学校再編そのものには前向きな御意見を多くいただいたものと受け止めております。

具体的には、学校再編に期待する意見として、子どもたちが今まで気づかなかった価値観や多様性を学べるようになること、人間関係の広がりやコミュニケーション能力の向上が期待できること、部活動等の選択肢が増えること、運動会などの学校行事が活発になることなどといった意見がありました。

また、第1期の再編時期については、令和9年度は準備期間が短いのではないかと不安に思う意見がある一方で、すぐにでも準備に取りかかり、早急に再編を進めるべきといった意見もありました。

多かった意見といたしましては、学校再編に伴い通学距離が長くなってしまうこと

に対する不安や、実際に学校再編の影響を受ける児童生徒や未就学児の保護者の声も聴いてほしい、児童生徒への環境の変化に対する十分なケアが必要といった意見がありました。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。人間関係の広がりやコミュニケーション能力の向上など、期待できる声が多いように感じました。

また現在、地域移行の検討を進めている部活動については選択肢が増え、生徒たちにとって期待されることと思います。

一方で、第1期の再編時期について、令和9年度は準備期間が短い、通学距離、環境が変わることへの心のケアも十分に受け止めて対応する必要があると思います。

さらに、未就学児の保護者は、自分の子どもがどの小学校へ通うことになるのか、大きな不安を持っていることから、保護者の声も丁寧に聴く必要があると思います。

声をお聴きする中で、通学については、特に不安が多いものと感じ取れます。当時とは状況は違いますが、私が通っていた昭和40年代の篠岡小学校で通学距離が長かった同級生にどのように通学していたのか聞いてみました。記憶をたどりながらではありますが、大山地区、上末地区、下末地区の小学1年生は、登下校時はバスを利用し、2年生以降になると上級生らと一緒に歩いていたとのことでした。

なお、篠岡地区の学校を考える会に参加された方々からの声を聴くことができましたので、学校考える会以外の声も聴く必要があると思います。

そこで質問を押しします。学校を考える会以外で、地域住民、保護者、児童生徒への意見聴取や説明はどのように行っていくのか伺います。

○教育部長（矢本博士）

学校を考える会以外での意見聴取や説明といたしましては、今後、学校再編の対象となる学校の児童生徒や保護者、教員に対しまして、アンケート調査を実施するとともに、未就学児の保護者に対しましても同様にアンケート調査を実施し、学校再編に対するニーズや考えを把握していきたいと考えております。

また、学校再編計画の策定に当たりましては、地元説明会を開催し、丁寧に説明を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見をお聴きしていく予定であります。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。様々な場面において意見を聴かれることが分かり

ました。丁寧な対応をよろしく願いをいたします。

イの学校再編案における課題では、再編により通学距離が長くなることへの心配や学校間での調整が多岐にわたることなどが課題として挙げられています。

再質問をいたします。学校再編計画案におけるこれらの課題に対して、今後どのように取り組まれていくのか伺います。

○教育長（中川宣芳）

学校再編に伴う課題は様々ございますが、その一つ一つに丁寧に対応していきたいと考えております。特に学校再編につきましては、子どもたちの学習環境や生活環境、教職員との関係などへの影響は避けられず、新たな生活に戸惑いを生じることに対して十分に配慮していく必要があると考えております。

このため子どもたちが環境に慣れることを狙いとし、学校再編前から学校行事や部活動等において、再編予定校の児童生徒同士が交流できるよう計画的に進め、環境の変化によって生じる子どもたちへの負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（余語 智）

ありがとうございました。子どもたちが環境に慣れるため、学校再編前から学校行事や部活動等で交流できるということは、子どもたちにとってとても有益であると思います。

一方で、学校に何らかの原因で通えない不登校の児童生徒が篠岡地区にも多く見受けられます。学校再編により、その児童生徒にも丁寧な対応をよろしく願いいたします。

(2)の再編における小中一貫教育であります。保護者の方からは、小中一貫教育になるといいですねという声をよく耳にしております。

義務教育9年間を連続した教育として捉え、児童生徒や地域の中にある学校の実情を踏まえながら今後よりよい方向性に向け検討していただければと思います。

(3)の学校再編の廃校の利活用ですが、体育館、グラウンドについては基本的に残していく方向で検討され、校舎等は民間活用の検討も考えているが現時点では特に計画がないため、多額の維持管理費をかけて残すのではなく、原則、解体することです。

学校再編後は、巨大な校舎に昼間も夜も人の出入りがなくなるものと思います。

そこで再質問いたします。廃校となった場合の防犯対策について、どのように考えているのか伺います。

○教育部長（矢本博士）

学校再編後の廃校につきましては、今後、利活用の検討が行われていくこととなりますが、廃校舎が存続している期間につきましては、地域の治安を維持していくためにも、現在と同様にセキュリティシステムを稼働し、必要な防犯対策を行っていく必要があると考えております。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。廃校舎がある限り、現在と同様にセキュリティシステムを稼働し、防犯対策を行っていることが分かりました。これは一定の効果はあるものと認識をいたします。

しかしながら、全国の自治体では、統廃合が進み、解体することなく廃校のままとなっている施設で不法侵入などが増加しているようであります。

財政的支援になりますが、総務省では学校の統廃合などによる新たな施設整備を交付税で支援してきましたが、不要になった学校施設の取壊しについては対象外でありました。

そこで新たに令和7年度、防犯上の観点から使わなくなった学校施設の解体において、解体後の土地の利活用が決まっていなくても交付税の対象とする支援が展開されています。

本市の状況に該当するか分かりませんが、このことも参考に今後適切に対応していただきたいと思います。

それでは最後の質問をいたします。今年度から大きく学校再編が動きだしました。

改めて学校再編に向けた意気込みを伺います。

○教育長（中川宣芳）

篠岡地区につきましては、篠岡地区の学校を考える会におきまして、しのおか学園構想として段階的な学校再編案をお示しさせていただいたところであります。

そして、第1期の再編時期は、令和9年度とさせていただきました。準備期間が短いのではないかとのお声をいただくことも十分に承知しているところでございます。

しかしながら、現在におきましても、1学年1クラスの学校が多く存在をし、さらに今後も増えていく状況を目の前にし、子どもたちのために、できるだけ早くこの状況を改善していかなければならないと考えておるところであります。

これまで答弁させていただいたとおり、子どもたちが多様な考えに触れ、認め合い、社会性を養いながら成長していくことがとても重要なことであり、その教育環境を整備していく必要があると考えております。

そのため、将来を見据え、篠岡地区の第1期の学校再編を早期に実現させていくこ

とに強い決意と責任を感じているところでおります。

そして、これまで学校運営におきましては、地域の皆様にお支えいただき、各学校においては、それぞれの地域特性を生かして、特色ある学校づくりに取り組むなど、学校と地域とのつながりは欠かせないものであるとも考えております。

学校再編に当たっては、引き続き地域とともにある学校づくりを進めていくため、地域とのつながりを再構築していく必要があると考えております。

また地元の皆様の中には、大変不安に感じておられる方や、再編に対して反対の意見をお持ちの方もお見えになると思いますので、繰り返しの答弁となりますが、課題に対して一つ一つ丁寧に対応し、不安を減らしていくとともに説明を尽くして、御理解をいただきたいと考えておるところであります。

以上です。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。中川教育長から、学校再編に向けて子どもたちを中心に考え、とても丁寧に進めていかれるという、内に秘めた力強い意気込みを感じました。

結びとなりますが、私は限られた時間の中で声を聴くことはもとより、まずはしのおか学園構想を児童生徒、保護者、未就学児の保護者、さらに地域の方々などへ広く、早急に丁寧に伝えることが重要であると考えております。

また再編に伴い、児童生徒たちは、通学の環境、学習の環境、友達とのつながりについて大きな不安を持つことが考えられますので、児童生徒に寄り添った心のケアも非常に重要であると考えております。

子どもたちの一日一日はとても貴重な時間です。

今後、学校再編は教職員をはじめ、様々な部門が連携して密で多岐にわたる作業を行うこととなりますが、子どもたちにとって、将来の夢や目標に向かって成長できるしのおか学園となることを期待いたしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小島倫明）

次に小川真由美議員。

○20番（小川真由美）

20番小川真由美、皆様おはようございます。

梅雨入りし、じめじめな日が続いておりますが、本日から気温が30度を超える真夏日が続くそうですので、水分を十分取って皆様も御自愛ください。

また、今、本会議より、今、私着ておりますが、小牧市制70周年記念ポロシャツということで、この本会議場でも解禁になりましたので、ぜひこの70周年を一緒に盛り

上げたく、このポロシャツを着て質問項目3点を質問いたしますので、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問項目1、河川の堤防道路の維持管理について。

(1) 草刈りについて。

近年の温暖化による気候変動は雑草の生育にも影響を与えており、草刈りの重要性が高まっています。温暖化により、雑草の生育が活発化し、また、冬季は特に乾燥が激しくなり、草刈りを行わない場合、火災のリスクが高まる可能性もあります。そのため、市民より草刈りの頻度を増やしてほしいという声があります。

河川の堤防道路の草刈りの現状について伺います。

(2) 通学路になっている河川の堤防道路について。

河川の堤防道路は、学校が指定する通学路として利用されています。また、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車両の運転手に通学路であることを視覚的に認識させるために、グリーンベルトとして整備されているところもあります。

特に河川の堤防道路では、草刈りはもちろんのこと、フェンスやアスファルトの修繕の要望も多くいただきます。堤防道路の維持、修繕の取組を伺います。分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○建設部次長（矢澤浩司）

質問項目1、河川の堤防道路の維持管理について。(1) 草刈りについて。河川の堤防道路の草刈りの現状についてのお尋ねであります。

河川の堤防道路につきましては、主に愛知県が管理する大山川、合瀬川、境川などの堤防天場の河川管理用通路を一般の車両や歩行者が通行できるよう愛知県の河川占用許可を受け、小牧市道路線や緑道として、舗装や転落防止策などを施し、供用、維持管理をしております。

現在53路線、延長約44キロメートルの堤防道路を小牧市が管理をしております。堤防道路の草刈りの管理区分としましては、占用条件などにより、道路両脇1メートルを小牧市が管理し、愛知県による堤防のり面の草刈り回数に合わせて、年1回の定期的な草刈りを行い、雑草の生長の抑制や安全な通行確保に努めております。

○20番（小川真由美）

これは(2)を答弁をいただいてからですね。よろしくお願いいたします、(2)について。

○議長（小島倫明）

はい。

○建設部長（堀場 武）

続きまして（２）通学路になっている河川の堤防道路について、堤防道路の維持修繕などの取組についてのお尋ねであります。

通学路として利用している河川の堤防道路につきましては、先ほど申しあげました53路線、延長約44キロメートルのうち、24号線、延長約11キロメートルであります。

河川の堤防道路を利用した通学路の通行上の課題として、雑草の繁茂が挙げられます。特に夏場などは視界が遮られ、歩行空間が狭くなり、通行の妨げになるとともに、防犯上の観点からも犯罪などの誘発につながります。

子どもたちが毎日のように通行する場所でもありますので、視界を確保するためにも草刈りは重要であります。

そのため通学路の箇所については、現地の状況に応じて優先的な草刈りや草の生長具合により、草刈り回数を増やすなど、通学路の安全確保に努めております。

さらに通学の安全確保に向けた取組として、草刈りだけでなく、舗装や転落防止柵等の安全施設についても定期的に点検を実施し、損傷腐食、その他劣化などの異常を把握した場合には、必要な措置を講じるなど子どもたちが安心して通学できる環境を維持できるよう取り組んでおります。

今後も引き続き、通学路の草刈り作業や安全対策に取り組み、河川の堤防道路の安全安心の確保に向けた適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○20番（小川真由美）

ただいま答弁をいただきました。まず（１）の草刈りについて再質問したいと思います。

答弁の中では、市そして県と草刈りする場所なども変わってくるという話なんです。これ実際に先ほど答弁の中にありました年1回の草刈りということですので、時期的にはいつされているのかお尋ねいたします。

○建設部次長（矢澤浩司）

道路管理者として実施している堤防道路の草刈り面積は、約7万4,000平方メートルと膨大であるため、5工区に分割して草刈り業務を委託しており、各業者と調整の上、おおむね6月から11月の間において実施をしております。

以上です。

○20番（小川真由美）

気になる、これ時期でありましたが、大変広いということで、6月から11月に1回となりますと、やはりですね、まずこの時期、先ほども冒頭に述べさせていただきましたが、温暖化ということで、もう大変草が生えることが早いです。それで6月に草を刈ってもまたすぐ伸びる、もしくは今草が生えてても遅い段階になるとなると、やはり草刈りというのは1回ではなく随時お願いしたいと思いますが、その辺りはどのようなのですか。

○建設部長（堀場 武）

年1回の定期的な草刈り以外にも、地元からの区長申請や市民の声など、堤防道路を利用している皆様からの要望を受け、季節を問わず現場状況に応じて草刈りを行い、今後も適切な堤防道路の維持管理に努めてまいります。

以上です。

○20番（小川真由美）

ただいま部長より答弁いただきまして、区長申請やそれぞれ地区から要望があれば草刈りを随時していただけるということであるんですけど、先週6月12日に小牧西中学校区の青少年健全育成会議があり、子どもたちの様子や地域のことを話し合いました。

その際に聞いた話ですが、小学校の堤防道路の草が伸びているので、校長先生が自ら草刈りをしました。また、現区長やOB区長からは市へ草刈りを要望したが、これまでの話だと思うんですけど、予算がない、草を借りたいけどできないと言われ断念し、今は自助共助公助ありますので、自らということも大事ですので、草刈りをしてというお話でありました。今の部長の答弁ですと、そういう要望があれば随時刈っていただけるという答弁でございましたので、今年からはそうやって刈っていただけるんじゃないかと期待をして、次の歳出に入りたいと思います。

令和7年2月に合瀬川堤防で火災がありました。その出火原因をお尋ねいたします。

○副消防長（高橋直人）

本年2月に河川の堤防道路周辺で発生した火災は1件でありますので、この火災についてお答えします。

本年2月26日午前8時50分頃に間々原新田地内、合瀬川右岸堤防法面において、枯れ草が焼損する火災が発生いたしました。その火災の出火原因は、たばこの火の不始末であると推定しております。

以上になります。失礼しました。たばこの火の不始末と判定しております。

以上です。

○20番（小川真由美）

これ、ちょうど今ですね答弁いただいて、出火原因がたばこということであったんですけど、大変現場ですね、実は私その近くの区民の方からお話をいただきまして、実は私も現場を見に行きました。そうしましたら、その堤防というのはすぐ横が民家、住宅になってまして、本当にこれが燃えてしまうと大変危険だなんていう箇所でありました。

やはりですね、つながることというのは、この堤防、2月ということですので冬がありますが、やはりあのススキとかですね、なんか笹とか、そういった枯れ草がかなり伸びてるっていう形で、そこに不審火があって火災が発生したのではないかと思います。今回これ1件って話ですけど、過去にもこのような出火があれば教えていただきたいと思いますので答弁をお願いします。

○副消防長（高橋直人）

令和2年1月から令和6年12月までの5年間の火災統計からお答えさせていただきます。

河川の堤防道路、もしくはのり面で枯れ草が焼損した火災は4件で、その出火原因はたばこの火の不始末が2件、焼却火の放置が1件、火遊びが1件となっております。以上です。

○20番（小川真由美）

過去にも4件あったということです。やはり草を刈っていただいて、冬の時期もですね、そういったやっぱり火を防ぐ、火災を防ぐということの努力を今後も続けていただきたいと思いますので、冬季だけでなく、これは先ほど次長が述べられた6月から11月に当てはまってこないと思います。11月以降の冬の火災ってなると、今度は河川の草刈りも冬季、冬の時期も必要になってくると思いますので、ぜひ要望を聞いて草刈りを進めてください。

それでは続きまして（2）の通学路になっている河川の堤防道路についてです。

通学路もですね、やはり草が生えてる、フェンスが壊れている、アスファルトがっというふうに要望いただきます。特にコロナ前は村中小学校、地元なんですけど、交通安全対策会議が開催され、私たちも参加し、区長、PTA、市、警察と一緒に通学路での危険箇所がないか話し合っていました。アフターコロナからは書面会議となったようで、しかし、区長、PTAの皆さんによる交通安全推進協議会として今でも通学路点検や話し合いをされています。

このように村中小学校区では毎年、通学路の点検を実施しておりますが、他の学校の実施状況が気になりますので、どうなっているか伺いたいと思います。

○教育部長（矢本博士）

本市では、毎年、年度当初に通学路を指定する際に全ての小・中学校におきまして、教職員が通学路の安全点検を実施しております。また、小牧市通学路交通安全プログラムに基づき、16校ある小学校を三つのグループに分け、3年に一度、学校、市、道路管理者、警察等の関係機関が通学路の合同点検を行い、危険箇所を把握し、対策に取り組むこととしております。

教育委員会におきましては、こうした点検結果なども踏まえ、ドライバーへの注意喚起を目的として、通学路へのカラー塗装、いわゆるみどり線の設置や通学の標識や通学の看板の設置を行い、通学路の交通安全の確保に努めているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁ありがとうございます。やはり子どもたちが歩く通学路、これ河川の堤防、大変多く子どもたち、そしてまた子どもだけじゃなく、ウォーキングされる方やマラソンしたりと健康維持に努めている市民も多いですので、ぜひこの草刈りにおいては、先ほどもお話しさせていただきましたが、温暖化ということで、これからも大変草が早く伸びたり、そして緑道もしくはその河川堤防は歩きにくいという要望があると思いますので、区長、学校、市民はじめ、要望がありましたらぜひ、部長答弁ありましたのでよろしくお願いたしたいと思います。

それでは質問項目1を終わります。質問項目2、オオキンケイギク特定外来生物の駆除について質問をいたします。

(1) 市としての対応について。オオキンケイギクは、特定外来生物として外来生物法で規制されている植物です。繁殖力が強く、在来の植物の生育を阻害する可能性があるため、栽培や運搬、販売などが禁止されております。カメラをパネルにズームしてください。こちらパネルをズームしていただきましたが皆さんこちらがオオキンケイギクになります。これは私が撮影してきました。このオオキンケイギクは、北米原産のキク科の多年草で、高さは30センチから70センチ程度になり、直径は、5センチから7センチのこのお花ですね。お花になります。5月から7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく成育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されておりました。しかし、あまりに強く、一旦定着してしまうと、在来の野草の生育場所を奪い、周辺環境を一変させてしまうため、環境省では平成18年、2006年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則禁止されました。

またオオキンケイギクには、花びらの付け根が赤茶色をしたものや八重咲きになっている種類もあります。道端や河川敷、空き地などに生えていることが多く、特に日

当たりのよい場所に多く見られます。

こちら、本当に見てもきれいな花だなとか、コスモスに似てるなって思われると思いますが、コスモスは秋に咲く花で、このオオキンケイギクは今の時期、特に小牧市ですと、大草とか東部地区にたくさん咲いていますので、皆さんもよく見られる花かと思います。それではカメラを戻してください。

そこでですね、小牧市としては、駆除活動を市、企業、そして市民の協力で行っております。その活動内容について伺います。答弁を求めます。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

それでは質問項目2、オオキンケイギク特定外来生物の駆除について。

(1) 市としての対応について、市が行っている駆除活動についてのお尋ねであります。オオキンケイギクは、花の見た目の分かりやすさから外来生物問題の啓発を目的として、各地で駆除活動が実施されており、本市においても同様の目的で駆除活動を実施しております。その実施状況ですが、令和元年度から市総合運動場周辺において、日本特殊陶業株式会社、リンナイ株式会社、市の三者の協働により駆除活動を開始し、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施を見送りましたが、令和4年度からは住友リコー株式会社が、令和5年度からは株式会社東海理化、株式会社アルペンが新たに加わり駆除活動を実施しております。

令和7年度は、本年2月に自然共生社会の実現に関する連携協定を締結した住友リコー株式会社及び陶小学校児童、市の三者の協働により、5月22日に市総合運動場周辺のオオキンケイギクの駆除活動を実施したところであり、翌23日には住友リコー株式会社をはじめ、計11社と市の協働により駆除活動を実施したところであります。

このほかにも、桃花台地内の道路の法面において、一般財団法人桃花台センターの主催により、光ヶ丘中学校の生徒による駆除活動が平成23年度から継続的に行われており、今年度は5月16日、29日、6月5日に実施されたところであります。

これらいずれの活動におきましても、市内の自然環境を保全調査することを目的として組織され、ちごの森定期観察会など、自然環境保全活動を行っている市民団体、小牧市自然環境観察人から参加者に対して、外来生物問題、駆除方法などについて説明していただいております。市民団体との協働により活動を行っているところでもあります。

今後も引き続き、市民団体、企業などとの協働によるオオキンケイギクの駆除活動などを通して、外来生物問題について広く周知啓発するとともに、豊かな自然環境と生物多様性の保全に寄与する活動について積極的に取り組んでいきたいと考えており

ます。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。答弁がですね大変分かりやすく、そして丁寧で、多くの企業そして団体、学校が共に協力して行っているということでもあります。

ただ、このオオキンケイギクも知識があれば、そのように参加して、皆様駆除に当たってくださると思うんですが、まだまだ知らない方もいますし、この生物問題をもう少し具体的に啓発していくには、どのような方法で啓発しているのか等教えていただきたいと思いますので答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

外来生物問題につきましては、オオキンケイギクの駆除活動をはじめ、市内小学校の児童による水生生物調査、環境フェア、ホームページなど様々な機会を通して啓発に努めているところであります。

市総合運動場周辺におけるオオキンケイギクの駆除活動では、児童や企業などの参加者に対して、小牧市自然環境観察人から外来生物の問題や、駆除方法を説明していただき、活動の目的と効果などについて共有をしているところであります。

また参加企業数は、令和元年度の2社から令和7年度には11社となり、企業においても環境保全活動への関心が徐々に高まってきているものと思われるところであります。

市内6つの小学校児童と共に大山川などの市内河川において実施しております水生生物調査では、水生生物による水質判定を行うとともに、アメリカザリガニなどの調査地点で採取される外来生物についても触れ、外来生物による生態系への影響について学習する機会としているところであります。

例年11月に開催する環境フェアでは、小牧市自然環境観察人による観察・体験ブースを設置し、外来生物に関する展示や外来生物法の改正に伴い、トレンドとなっている外来生物に関するクイズなどを実施し、外来生物問題について、来場者に分かりやすい解説を行っているところであります。

また、市ホームページでは、オオキンケイギクなどの外来生物について、その特徴や被害予防法などを掲載し、広く啓発に努めているところであります。

本年、本市は市制70周年を迎えたことに合わせ、新たな課題に加え、深刻化している環境問題に取り組むため、「小牧市環境都市宣言」の変更を行ったところであり、今後も「尾張野の四季の恵みが実感できるまち」、「環境都市こまき」の実現に向け、人をはじめ、生き物にとって豊かで住みよいまちとなるよう、あらゆる主体と協働し、

環境保全に資する様々な取組を進めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

啓発方法もたくさん今答弁いただきました。まず、やはり啓発をしていただいて、今度は多くの方に参加していただくということが大事だと思います。

先ほどの答弁にも、やはりあの東部地区が小学校、中学校もそうなんですけど、私たち西部地区、そして町なかにも、このオオキンケイギクというのは存在しております。そういった中で、他の地域で活動を広めるには、どうしたらいいかということで、やはり多くの方にこの駆除活動に努めていく必要があると考えますので、その辺りはどのように考えているか答弁をお願いします。

○市民生活部長（落合健一）

市総合運動場周辺で行っているオオキンケイギクの駆除活動は、陶小学校児童、企業、小牧市自然環境観察人の協働により実施しているところでありますが、市民にも参加していただくことで、外来生物問題の周知や駆除活動の取組を広めていくことができるものとするため、今後は市民も参加できる活動となるよう検討していきたいと考えております。

また、この活動を他の地域に広げることにつきましては、生育場所が幹線道路脇や河川の法面など、駆除活動に危険を伴う場所が多いため、現時点においても活動場所の選定に苦慮しているところでありますが、今後も市内における生育状況を注視し、他の地域での実施に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

今後はですね、共に活動できるように、多くの方にまたそういった周知とかお願いしたいと思います。

ここでですね、これまでの活動に参加してきた方の声を伝えたいんですけど、まずこれまで一部の企業で活動していましたので、どんだけ頑張っても切りがないよとか、ただいま部長から答弁ありましたが、大分企業も参加が増えたということで、これからは中小企業をはじめ、多くの方に参加していただければと思います。

また、活動してる中でのことなんですけど、活動も一緒に職員の方、市の方も御一緒してると思います。そこでですね、すぐそこに咲いてて、駆除活動に来てるので、取ろうとしたらですね、あっ、そこは隣の市だから取らないでということもあったそうなんです。ですから、こういったのは、自治体間の認識合わせや連携が重要なんですって、これは参加された方の声ですので、その辺りしっかりお願いしたいと思いま

す。

そして、最後に、先ほど答弁でもありました、陶小学校や光ヶ丘中学校では共に参加して、知識があつて多くそちらに自生してるということですので、してることなんです、他の学校へのこのオオキンケイギクへの知識や教育はどのようになっているかお尋ねします。

○教育長（中川宣芳）

陶小学校、光ヶ丘中学校以外、市内の学校ではということではありますが、光ヶ丘中学校におきましては、先ほどありましたように平成23年度より里山保全活動に取り組んでおりまして、その一環としてオオキンケイギクの駆除に取り組んでおるところであります。

また、陶小学校では、学校の近くにオオキンケイギクが群生している箇所があることから、環境対策課と協働しながらオオキンケイギクの駆除を行った実績がございます。ほかには、理科や社会などの教科におきまして、自然環境の保全について学習する単元が設定されております。今後もSDGsの観点から自然環境を守る学習を通して、オオキンケイギクに限らず、外来の動植物が在来の動植物の生育環境を脅かしている実態について、児童生徒の理解を深めてまいりたいと考えております。

なお、今年から始まる「こまき『夢☆チャレンジ』科」におきましても、環境をテーマとして取り組んでいる学校もあります。持続可能な社会の作り手となる子どもたちが、こうした環境問題に対しましても、自分ごととしての課題と捉え、自分たちに何ができるのかといったことを考える機会の一つとなることを期待しているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

教育長ありがとうございました。やはり教育のことは教育長ということで、答弁ただいたんですが、やはり子どもたちにもですね、そういった知識、そして地域の方と今後も活動できるような、そういった環境づくりもして行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

このオオキンケイギクは、今ある生態系を守っていくときにはやはり駆除というのは大変大事なことであります。身近なところに咲いていまして、先ほどもお話しさせていただいた、このようにきれいになっていう中から、なかなかですね駆除に至らないところもあります。

今後はですね多くの市民にこういった知識を持っていただき、駆除活動を皆で、そして広めていただきたいことを要望いたしまして、質問項目2を終わらせていただ

きます。

それでは、質問項目3、選挙の投票率向上について。

選挙の投票率向上の取組については、これまで何度も質問をしてまいりました。夏の参議院議員選挙も近いので、再度質問いたします。

選挙の投票率を上げるためには、まず、投票所の立地を改善し、交通の便のよいところに設置することが重要です。

また、若年層の関心を高めるために、インターネットやスマートフォンを積極的に活用する、主権者教育を強化し、政治的関心を高める取組も必要です。課題も多くありますが、多くの方に投票に出向いてもらえるような改善や取組について、改めて3点について質問をさせていただきます。その前に、まず、今回の広報こまき6月号の12ページに情報ピックアップということで、参議院議員通常選挙が行われますという形で一面に選挙に行きましょうという形で載せていただいておりますことを紹介し質問に入らせていただきます。

まず1点目、アですけど、期日前投票の数を増やす考えはないかということですが、この質問は、直近では令和5年第4回定例会、12月の議会、令和4年第3回定例会、9月議会にて、期日前投票の拡充について質問をいたしました。

最近では、期日前投票に行く方が増えています。現在、小牧市では市役所東庁舎、上水道管理センター、味岡市民センター、北里センターにて、この期日前投票の箇所を設けております。

私の地区の西部地区では、市役所までが遠く、また高齢者の方々も近くの西部コミュニティセンターで期日前投票ができないかという要望があります。

多くの方が集まる西部コミュニティセンターや南部コミュニティセンター等で期日前投票ができるように、期日前投票の数を増やす考えを再度お聞かせください。

2点目は、イ、これはポスター掲示場設置箇所の位置図のデジタル化についてお尋ねいたします。

現在、頂く位置図は紙ベースで、そしてポスター掲示場箇所が小さくとても見づらいという声があります。

今後のデジタル化についてお尋ねいたします。

そして3点目のウです。投票済み証の検討状況についてであります。

これもですね、これまで再三にわたり質問をしてまいりました。

投票済み証の件はパネルを使って、以前は可児市などの事例も出してお話をさせていただきました。今では皆さんパソコンが手元にありますので、すぐに他市の投票済み証って見ていただくと、色鮮やかにイラストや、そして子どもたちの絵、様々な各

地域で工夫を凝らしてこの投票済み書を出し、その投票済み書から多くの店とのコラボもしてですね、投票率の向上に向けているところ自治体もあります。

ですので、再度この投票済み証の検討状況について質問をさせていただきます。答弁をお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目3について答弁を求めます。

○総務部長（長尾正人）

それでは、質問項目の3、選挙の投票率向上について、（1）投票率向上の取組について、アの期日前投票所の数を増やす考えについてのお尋ねであります。令和5年第4回定例会の一般質問で小川議員にお答えしておりますが、期日前投票所については、令和3年の衆議院議員総選挙から2か所増やし、現在4か所に設置しており、県内で人口が本市と同規模の自治体と比較しましても多い状況にあります。

西部コミュニティセンターや南部コミュニティセンターに期日前投票所を設置しようとする場合、選挙で長期間行動などを優先して利用することとなり、一般の施設利用者に御迷惑をおかけすることが考えられます。

また、選挙事務従事者の確保といった課題のほか、投票所の入場受付において、本人確認に利用する基幹系システムのネットワークが、味岡市民センターや北里市民センターのように整備されていないという課題もありますので、現在のところ、期日前投票所を増やすことは考えておりません。

続きましてイのポスター掲示場設置箇所の位置図のデジタル化についてのお尋ねであります。

令和5年第4回定例会の一般質問で、伊藤皇士郎議員から同様の御質問をいただき、愛知県選挙管理委員会が国政や県政の選挙でデジタル化を行う予定はなく、本市も選挙事務の統一化の観点から、ポスター掲示場の位置図のデジタル化については予定しておりませんが、今後、国政や県政の選挙においても、デジタル化が図られる場合には、国や県と歩調を合わせて、導入について検討していく旨の答弁をさせていただきます。

来月、参議院議員通常選挙が執行予定でありますので、改めて愛知県選挙管理委員会にポスター掲示場の位置図について確認をしたところ、候補者に配付するポスター掲示場の位置図については、これまでどおり愛知県選挙管理委員会が各市町村選挙管理委員会から紙ベースで提供を受けたものを配付することとし、デジタル化については予定していないとのことであります。

一方では、各市町村選挙管理委員会が作成したデジタル版のポスター掲示場の位置

図について、公示日以後であれば、ホームページ等に掲載してもよいという趣旨の文書が今回新たに通知されたところであります。

このことから、今後デジタル化は進むものと考えておりますが、国政や県政の選挙となりますと、愛知県選挙管理委員会が示す作成要領に従って位置図を作成しなければならないことから、どのような方法でデジタル版のポスター掲示場の位置図を作成するのが効率的であるのかを研究しているところであります。

続きまして、ウの投票済み証の検討状況についてのお尋ねであります。

小川議員から前回御質問がありました、令和5年第4回定例会以降、県内の他市の状況についても調査をいたしました。選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会としましては、追加の経費をかけることなく、選挙の啓発につながるようなデザインとすることで検討をしてきました。検討する中で、多くの方から御応募いただいております選挙啓発ポスター等を掲載してはどうかという意見があり、その結果、来月に執行予定の参議院議員通常選挙では、新たなデザインの投票済み証を交付する予定であります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

3点について答弁をいただきました。

まず、期日前投票所の数を増やせないかという話ですが、率直に言うと増やせないよというお話でありました。ただ、これ講堂の方っていう講堂だと大きなイメージがあるんですけど、それぞれのコミュニティセンターには会議室とかもありますので、ぜひそういった場所も含めて考えていただきたいです。システム上、ちょっと難しいって話ですが、そうしましたら、今いろんな自治体でもありますが、大きなスーパーやデパート、多くの方が集まるところでの期日前投票所の、こういったですね多くの方にしていただけるような場所も今後さらに研究をしていていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

そしてポスター掲示場のこのデジタル化についてなんですが、今お話を聞いてますと、ちょっと前向きなのかなというのは、各自治体が作成したデジタル化であればということでありました。県議選や国政、市議会議員選挙あります、市長選もありますが、市独自でっていう形である中、やはり今配っている紙ベースって本当に紙すごいんですよ、量が。そして、これ刷るのも大変ですし、もらった方々も本当に小さな点の位置図では、なかなか分からないです。これデジタル化にしますと、こういった今手元にもありますが、iPadとかいろんなのを持ちながら、これ拡大ができたりもしますし、やはり今ペーパーレスが進んでいる中では、何かまだ紙ペー

スというのが逆行してるのではないかと思いますので、こちらもデジタル化作成においては今後導入の検討をさらにしていくということですので、こちらもよろしく願いします。

そして最後の投票済み証、これは本当にありがとうございます。今の答弁ですと新たなデザインの投票済み証を発行するというので、とても嬉しく思います。なぜかという、これまで小牧市は本当にあの白い投票済み証に投票済み証って書いて、小牧市のその選挙管理委員の印が●黒白で白黒②55m37s されていました。

その中で今回この新たなデザイン、特に私気になりますので、その詳細をしっかりと答弁いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○総務部長（長尾正人）

新たなデザインの投票済み証であります、選挙啓発につながるという観点から、選挙管理委員会が毎年募集しております選挙啓発のポスターや、標語を活用するものとしております。

具体的には、標語の優秀作品を掲載するとともに、QRコードを付し、そのQRコードをスマートフォンで読み込むと市のホームページが立ち上がり、ポスターの優秀作品が閲覧できるようになっております。

今後も様々な形で啓発活動に取り組み、これまで以上に多くの方に選挙に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

ありがとうございます。新たなデザインということでQRコードを用いる。とても私はいいと思います。まず子どもたちの標語を使うポスターを使うということで、これ優秀作品のポスターにQRコードから飛んだときには、やはり保護者の方が自分たちの子どものポスターにポスターが見れるとか、標語が載ったっていうのは大変嬉しく思いますし、そこからより投票率が高くなり、向上していくことを願う次第であります。

本日は選挙管理委員長もお見えです。またこのように改善していただいたことは、会議にて皆さんと共に予算を使わず、どうしたらこの投票率向上に向けるかということで話を進めていただいて、今回このデザインを変える、QRコードを入れるということができたので、お礼を申し上げまして私の質問項目全て三つを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(●・・・時・・・分 休憩)

(午後1時0分 再開)

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、星熊伸作議員。

○18番（星熊伸作）

18番、星熊伸作。皆様こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります質問項目2件について質問をさせていただきます。

初めに、今回市制70周年記念事業として、私も記念ポロシャツを着用して臨ませていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは質問項目1、防災力の強化について。（1）被災者に対する福祉的支援等の充実について、国は令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を令和7年2月14日に閣議決定し、5月28日に可決成立しました。

主な改正点として、一国による災害対応の強化で、国は地方公共団体に対する応援組織体制を整備強化され、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援することになりました。特に高齢者や要配慮者や在宅避難者等は、多様な支援ニーズに対応するため、関連法制に福祉サービスの提供を明記し、福祉関係者との連携を強化します。在宅避難する高齢者や障害者などに対して、福祉的支援が遅れる現状であったため、災害法制に福祉の視点を盛り込まれるようになりました。能登半島地震では、避難生活の疲労やストレスなどによる関連死が直接死を上回っています。

実際、ケアが必要な高齢者や障害者は、避難所での生活が困難であったり、受け入れられる避難先がないといった理由で、在宅での避難生活を強いられるケースが少なくありません。誰にも相談できず、適切な支援につながらないといった事態を避けなければなりません。

これまでは避難所を中心として、高齢者らの体調確認や相談支援に当たっていましたが、在宅や車中泊の避難者などにも必要なケアが届けられることで、災害対応のターニングポイントになる改正に当たるとは思いますが、そこでお尋ねいたします。

災害対策基本法の改正による被災者支援の充実の観点から、高齢者等の要配慮者な

どの支援強化についてお伺いいたします。

(2) 避難所環境の整備について。

国は昨年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記しました。さらにトイレの比率を、男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に1つとの基準を示しました。また避難所内の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートルとし、ダンボールベッドなどが置ける広さの確保を目指します。また、災害時に乳幼児を育てる家庭が安心して避難できるように、乳幼児用ダンボールベッドを配備すべきと考えます。

災害時における子どもの安全安心を守る観点から、東日本大震災などの過去の災害では、避難所内に子どもたちが安心して遊べるスペースを設けることの重要性が、多くの専門家や支援団体から指摘されてきました。このような避難所キッズスペースは、子どものストレス軽減、安全確保はもちろんのこと、保護者の負担軽減や避難所全体の良好な環境維持にもつながるものと考えます。災害時に避難所内に子ども専用のスペースを確保することは重要であると思いますが、そこでお尋ねいたします。

ア、避難所の運営指針で明記された「スフィア基準」について、本市の避難所におけるトイレ基準の在り方をお伺いします。

イ、本市の避難所における1人当たりの居住空間の在り方をお伺いします。

ウ、乳幼児用ダンボールベッドを配備してはどうか、お伺いします。

エ、避難所にキッズスペースを設置してはどうかお伺いします。

(3) 「耳で聴くハザードマップ」について。

災害発生時や避難時にはハザードマップによる的確な情報収集が不可欠ですが、現在の紙媒体やウェブサイトを中心としたハザードマップは、視覚からの情報入手が前提となっています。これでは、視覚に障害のある方、高齢により細かい文字や地図の判読が難しい方、あるいは日本語の読み書きに困難がある外国人住民など、いわゆる「災害時要配慮者」の方々が必要な情報を十分に得られない、情報アクセシビリティの格差が生じる懸念があります。

誰もが安全に避難できるインクルーシブな防災体制を構築するためには、多様な手段による情報提供が求められます。その一つとして、音声や音で災害リスクや避難情報を伝える「耳で聴くハザードマップ」の導入が有効と考えます。

デジタルを活用した音声コード（ユニボイス・ブラインド）のアプリに、「耳で聴く」ことができるハザードマップの機能が付きました。住所入力不要で現在地とその周辺の災害リスク情報、最寄りの避難場所の情報を全て音声で読み上げるため、視覚

に障害があって、紙やウェブ上のハザードマップでは色分けが分からず、災害リスクや避難場所が把握できなかった方たちにも、防災情報を提供することができます。

視覚障害者等の災害時要配慮者に防災災害情報を届けるのに有効な手段であると思いますが、そこでお尋ねいたします。

耳で聞くハザードマップの見解についてお伺いします。

(4) 大規模地震発生時の出火防止対策について。

大規模地震発生時において、生命や財産を脅かす大きな要因の一つが火災であり、特に停電復旧時に発生する通電火災は、阪神淡路大震災においても、その被害を拡大させる要因となりました。この通電火災を効果的に防止する対策として、感震ブレーカーの設置が有効であると、国や専門機関からも推奨されています。

感震ブレーカーは設定値以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気の供給を遮断することで転倒した電気器具や、損傷した配線からの出火を防ぐことができます。

市民の生命と財産を守り、都市の防災機能を高めるには、この感震ブレーカーの普及促進が有効と考えます。しかしながら、設置には一定の費用がかかるため、自助努力だけでは、なかなか普及が進まない現状もあります。名古屋市では感震ブレーカーの設置にかかる費用の一部を助成しております。

そこで、本市における感震ブレーカー設置促進策および設置費用の補助制度についてお尋ねいたします。

ア、大規模地震発生時における通電火災のリスクについて、その対策としての感震ブレーカーの有効性を、どのように認識されているかお伺いします。

イ、感震ブレーカーの設置費用の一部を補助する制度を導入する考えはあるか、お伺いします。

質問項目1、1回目の質問を終了します。よろしくお願ひいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○市民生活部部長（落合健一）

それでは、質問項目1、防災力の強化について、(1)被災者に対する福祉的支援等の充実について、高齢者等の要配慮者の支援強化についてのお尋ねであります。

参議院本会議で本年5月28日に可決・成立した災害対策基本法や災害救助法などの改正の目的は、「災害関連死」を防ぐため、災害発生時に自宅にとどまったり車中泊をしたりする高齢者や障がい者などの方々、避難生活を送る上で必要な支援を速やかに受けられるようガイドラインを整備することが主なものとなっております。

高齢者や障がい者など特別な配慮が必要な方々、いわゆる要配慮者に対する支援強化は、地域社会における福祉の重要な視点であり、特に大規模災害時にはその必要性が一層高まります。本市におきましても、これらの方々が、安全に避難できる環境を整えることが求められております。

要配慮者の避難方法や避難所運営のあり方につきましては、具体的な方針を定めることが重要であると考えております。これは、要配慮者と一般の避難者を区分して避難所の設置を考え、一般避難所とは異なる配慮を行う必要があるためであります。

現在は、市内小中学校などを要配慮者対応可能避難所として運営する計画としておりますが、災害対策基本法や災害救助法などが改正されたことに伴い、在宅避難者や車中泊避難者を含めた支援を必要とする避難者に適切な福祉サービスが提供されるよう、国からガイドラインなどが発出されるものと考えますので、今後それら情報を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

また、これらに対応するに当たり、関係部署や関係機関の協力が必要になると考えられることから、人員の確保・配置や必要な設備の整備などについて対策を講じていきたいと考えております。

次に、(2) 避難所環境の整備についてのアで「スフィア基準」について、避難所におけるトイレ基準の在り方のお尋ねであります。

国は、令和6年12月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、以下「取組指針」といいますが、これに「トイレの確保・管理」の項目が追加され、スフィア基準が明記されたところであります。本市におきましても、この基準を踏まえ取組指針に基づき、避難所の運営を行うことが必要であると考えております。

初めに、トイレの数につきましては、発災後避難所運営が始まった初期段階では50人に1基、その後、避難が一定期間経過後は20人に1基としており、また、女性用と男性用の割合が3対1となるよう想定避難者数に応じた適切な数を確保する必要があります。

次に、トイレの清掃・管理体制につきましては、避難者の協力を得て定期的な清掃を行い、衛生状態を維持するための体制を整えることで衛生管理を徹底する必要があり、さらに、安全に安心してトイレが利用できるよう照明を確保し、バリアフリー化に取り組む必要があります。

また、感染症対策として、感染症を発症した避難者には、専用トイレを確保することや、トイレ利用時には密を避けるための工夫、手洗い場や消毒液の設置などによる衛生対策についても検討していく必要があります。

このように、本市におきましても、スフィア基準を踏まえた避難所におけるトイレ

基準は、国が定めた取組指針やガイドラインに基づき整備する必要があると考えておりますので、避難者の皆様が安心して過ごすことができる避難所環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、イで、避難所における一人当たりの居住空間の在り方についてであります。

避難所における一人当たりの居住空間の在り方につきましては、取組指針に「生活空間の確保」の項目が追加され、スフィア基準に沿って「1人当たり最低3.5平方メートルの居住スペースを確保すること」と明記されたところであります。この基準は、避難者の皆様が安心して過ごすことができる環境を提供するもので、プライバシーや快適性を考慮したものとなっております。

小牧市地域防災計画では、避難所設営に当たり、一人当たりの必要占有面積について、緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積で一人当たり2平方メートル、避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積で一人当たり3平方メートルとなっており、各指定一般避難所の収容人員は、一人当たり2平方メートルの占有面積で計算し、決定しています。

このため、避難所に指定している公共施設や学校などでは、居住空間を確保するために、間仕切りやパーティションを活用するなどし、個々のプライバシーを尊重した配置を行うことができるよう努めてまいります。

さらに、避難所運営に関しましては、災害時応援協力などの協定締結先や国及び県の支援の下、地域住民やボランティア団体との連携を密にし、特に要配慮者の方々への支援を強化していきたいと考えているところであります。

今後は、スフィア基準に沿った避難所運営が可能となるよう、地域防災計画などの見直しを進め、避難所運営訓練を繰り返し実施し、訓練参加者や協力団体をはじめ、避難所運営に携わることとなる市職員などに周知することで、市民の皆様が安心して避難できる環境づくりに努めていきたいと考えています。

次に、ウで、乳幼児用段ボールベッドを配備してはどうかであります。

授乳期の乳幼児がいる女性や乳幼児自体は、要配慮者として位置づけられることから、学校などの指定一般避難所におきましては、一般避難者が入る体育館とは別に、特別教室などの指定された避難所に入っていただくようにしております。また、特別教室などでは、プライバシーの確保を目的にパーティションによる授乳エリアの設置を考えています。

本市において、乳幼児用段ボールベッド及び一般用段ボールベッドは、段ボールの性質上、保管には湿気を考慮する必要があること、発災時に市内事業所との協定により必要な各避難所への配布が可能であることなどの理由から、指定避難所には配置し

ておらず、市役所において管理しており、必要に応じて避難所に配布することとしています。

しかしながら、避難所生活が中長期にわたる場合には、避難所環境の改善も必要となってきますので、備蓄品の有効活用を進めるとともに、必要に応じて乳幼児用の段ボールベッドだけではなく、協定を締結している販売業者の協力を得て、乳幼児用のベッドやクーハンなどのベビー用品を準備するなどの対応をしていきたいと考えております。

次に、エで、避難所にキッズスペースを設置してはどうかのお尋ねであります。

指定一般避難所における女性や子どもに対する良好な避難生活環境の確保は、非常に重要な課題であると認識しており、先に答弁をいたしましたとおり、プライバシーの確保を目的としたパーティションによる世帯ごとのエリア設置や、授乳室の設置が、その対策の一つとなるものと考えております。

同様に、避難所生活が長期にわたる場合のキッズスペースの設置は、子どもたちへの単なる遊び場の提供にとどまらず、災害時における子どもたちの居場所として必要になってくると考えております。

災害によって「非日常」となった環境の中で、子どもたちが少しでも「日常」に戻れるような支援が求められていることは認識しておりますが、現時点では設置場所や運営する人員の確保が課題となっております。

本市では、自助・共助の精神に基づき、避難者自身による避難所運営を目指していることから、地域住民やボランティア団体、そして関係部署との連携により運営していくことが重要と考えております。

今後は、これらの発災時に直面する様々な課題を市全体で共有し、機会を捉えて周知啓発を行い、効率的な避難所運営の必要性を周知していきたいと考えております。

次に、(3)「耳で聴くハザードマップ」について、その見解についてのお尋ねであります。

水防法第15条第3項において、浸水想定区域がある自治体については、国が定めるところによりハザードマップを作成し、印刷物の配布やその他の方法によって住民などへ周知するための措置を講じることとされております。これにより、本市では、令和3年9月に防災ガイドブックの作成に合わせ、外水ハザードマップを作成し、配布していましたが、愛知県における洪水浸水想定区域の見直しが行われたことに伴い、新たな洪水浸水想定区域を掲載した外水ハザードマップを令和7年3月に作成し、「広報こまき」と共に市民に配布したところであります。

「耳で聴くハザードマップ」は、視覚に障がいのある方や小さな文字が見えにくい

高齢者の方々が、平時から災害リスクを認識し、早めの避難につなげるため、情報のアクセシビリティを高める上で非常に重要であると考えております。

「耳で聴くハザードマップ」は、スマートフォンなどのアプリを活用してハザードマップの情報を音声で聴くことができるシステムで、要配慮者の方々にとって大きな助けとなるものであります。

現在、この「耳で聴くハザードマップ」が導入できる自治体は、一級、二級河川を管理している都道府県もしくは特別区及び政令指定都市となっており、市町村単位では、このシステムを導入することができないため、愛知県が導入することが必須となっております。

このため、今後、愛知県に対し、その必要性及び導入について要望をしていきたいと考えております。

以上であります。

○消防長（小口高広）

質問項目 1、（4）大規模地震発生時の出火防止対策について、ア、大規模地震発生時における「通電火災」のリスクについて、その対策としての「感震ブレーカー」の有効性をどのように認識されているかについてであります。

阪神淡路大震災や東日本大震災では、地震に伴って多くの火災が発生いたしました。その出火原因は、停電復旧時の通電火災や津波による漏電火災など、電気に関連するものが過半数でありました。

また、令和 6 年元日の能登半島地震により発生した輪島市の大規模火災におきましても、その出火原因は、地震の揺れにより、住宅の電気系統が傷つき、ショートした可能性が指摘されており、「電気火災」である可能性が高いと考えられております。

そこで国は、この能登半島地震の教訓を踏まえ、地震時の電気火災リスクを低減するために、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、地震災害対策編の中で感震ブレーカーの普及が位置づけられました。

感震ブレーカーとは、震度 5 強相当の地震の揺れを感知すると、自動的にブレーカーを落として電気を遮断する器具のことで、分電盤に遮断機能が内蔵されたものや、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知して電気を遮断するもの、また地震の振動により、おもりやバネでブレーカーのメインスイッチを落とす簡易的なものなどがあり、大規模地震発生時や停電復旧時における電気火災の発生を未然に防ぐ効果があります。

また、大規模地震発生時には、住民の避難が必要となり、火災の発見、通報、初期段階における消火の遅れや災害の同時発生により、消防力が不足し、特に木造住宅が

密集する地域では大規模な火災につながる恐れもあります。

従いまして、本市といたしましても、大規模地震発生時における電気火災の発生を未然に防ぎ、市民の生命・身体・財産を守るという観点から、感震ブレーカーの普及は必要であると認識しておりますので設置促進に向け、積極的な普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、イ、「感震ブレーカー」の設置費用の一部を補助する制度を導入する考えはあるかについてであります。

感震ブレーカー設置に対する公費補助につきましては、県内において、様々な方法で既に実施されている市町があることは認識しておりますが、本市といたしましては、検討を行う上でも、まずは感震ブレーカーについての現状把握が優先であると考えております。

そこで、消防本部といたしましては、5月に実施された水防訓練及び産業フェスタの来場者などに対して、感震ブレーカーに関する認知度及び設置率の調査を実施したところです。

今年度は、さらに一般家庭防火査察に伴う戸別訪問、小牧市総合防災訓練、消防フェアなどのイベントにおいて、引き続き調査するとともに、感震ブレーカーの普及啓発活動に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

一方で感震ブレーカーの設置費用に対する補助制度につきましては、今後、国や近隣市町の動向などを注視するとともに、今年度実施いたします調査の結果を分析し、関係部局とも連携を図りながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり、御答弁いただきました。

(1)については今後、在宅避難所や車中泊避難者を含めた避難者に対し適切な福祉サービスを提供していただきますようよろしくお願いいたします。

(2)アとイについては、「スフィア基準」について関連する質問をさせていただきました。アのトイレ基準については、ガイドラインに基づいて、避難者が安心して過ごすことができる避難所環境の整備に努めていただきますよう、前向きな答弁をいただきました。今後の推進のほどよろしくお願いいたします。

イの避難所における1人当たりの居住空間のあり方については、「スフィア基準」に沿った避難所運営が可能となるように、地域防災計画などの見直しを進めていくことであります。今後の見直しについては、避難所開設から時間の経過とともに、快適な居住空間の提供ができるよう配慮をお願いいたします。

ウの乳幼児用ダンボールベッドの配備につきましては、本市としても必要性を感じられているとおっしゃっていただいたので、それに代わる乳幼児のベッドやクーハンのベビー用品などを準備していただくということで、代替品を提案していただきました。

エのキッズスペースの設置については、避難所生活が長期にわたる場合、災害時における子供の居住場として必要となっていくと考えるのと答弁をいただきました。

設置場所や運営する人員の確保が課題であることは、理解いたしましたので、今後、市と市全体の課題として共有していただき、検討されていくことを期待しております。

ここで再質問させていただきます。

近年の異常気象や自然災害の激甚化を踏まえ、住民一人一人が自らの命を守る行動計画「マイ・タイムライン」の重要性が増しています。

災害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っ、マイ・タイムラインシート作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっています。

小牧市防災ガイドブックでは、地震・風水害への対策として、マイ・タイムラインを作成するコーナーがあります。

これらを活用することで、自分自身の避難行動計画を立てることができ、いざというときの避難するときの行動指針になります。私としては、このマイ・タイムラインについて市民に周知することは、防災対策として必要であると考えますが、そこでお尋ねいたします。

小牧市総合防災訓練メニューにマイ・タイムラインの作成を導入する考えはあるかお伺いします。

○市民生活部部长（落合健一）

マイ・タイムラインは、市民一人一人の防災行動計画で、災害時に自分自身がつとる標準的な防災行動を時系列で整理し、自らの命を守るための一助とするものであります。

本市では、防災ガイドブックに掲載し、周知を図っており、また、広報こまきでも記事を掲載するなど、災害への備えの重要性について継続的に啓発を行ってきております。

総合防災訓練では、住民体験型の訓練や避難所運営訓練を主として実施しており、訓練を体験することで防災に関する知識向上と地域の防災力を高めることができるものと考えております。

マイ・タイムラインは一人ひとりの防災行動を事前に確認することにより、自分自

身の避難行動を認識し、また、家族での共通認識を持つことを目的としております。そのため、自宅で家族と確認しながら作成することが望ましいと考えております。

したがって、マイ・タイムラインの作成については、各地域で実施されます訓練会場や勉強会などで防災ガイドブックの紹介とともに、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ありがとうございます。

マイ・タイムラインの作成につきましては、総合防災訓練ではなくて、各地域で実施される訓練会場や勉強会などで開催していくとお答えをいただきました。

また、家族で家で作るってことも大事だということをおっしゃったので、今後の周知の啓発のほどよろしく願いいたします。

もう一つ、再質問させていただきます。

発災時、円滑に避難所を開設するには、地域と避難所となる施設管理者の連携が必要です。平常時から避難所運営方法について協議して、災害に備えることが重要です。

小牧市避難所開設運営マニュアルでは、自治会の役員や自主防災会の方々が協力して避難所を開設するため、役割分担して準備を行うとの手順が示されています。

一方で、岡山市では避難所を早期に開設するため、市内の各校に鍵を収納する「鍵ボックス」を設置する方針を決めました。

能登半島地震では、職員よりも早く避難所に到着した住民が窓ガラスを割って中に入るといった課題が指摘されており、市でも改善策を検討されてきました。市は、市立の小中学校の体育館入口付近に体育館の鍵を収めたボックスを整備、ボックス解錠用の暗証番号は、担当職員や町内会長らに限って事前に伝えますが、震度6弱以上の地震といった大規模災害が発生すると、住民に緊急速報メールで通知するなどして、誰でも開けられるようにしました。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、少しでも早く避難所を開設できるように対応することは、市民の安全確保につながると思いますが、そこでお尋ねいたします。

避難所開設を住民でもできるようにする考えはあるかお伺いします

○市民生活部部长（落合健一）

避難所開設運営マニュアルでは、発災直後は、自治会の役員や自主防災会の方が協力して避難所の開設を行うため、役割分担をして避難所開設準備を行うこととしております。

避難所開設準備の流れですが、初めに、市職員で組織しています緊急初動対策班お

よび避難所となる施設の施設管理者が合流し、施設を解錠して、避難所の建物などの安全確認を行います。その後、設備の点検、災害対策本部への連絡、避難所内の居住場所の区割り指定などを行い、準備が整い次第、避難住民の協力を得ながら避難者の受付を開始します。また、在宅避難をしている避難者の方も食糧や日用品などの支援が必要な場合は、指定一般避難所での登録をお願いしております。在宅避難とは自宅の被害が軽微な場合、自宅にて生活を続けることで、住み慣れた自宅の方が、ストレスが少なく生活ができます。限られた避難所スペースを有効に活用するため、本市も自宅が安全な場合は、在宅避難をお願いしております。

避難所開設後、避難所運営につきましては、市職員のみでは対応できないため、基本的に避難者を含む住民主体の自主的な運営となるところですが、施設その他運営の管理上、市職員と施設管理者についても避難所運営に関わっていくものと考えております。

なお、住民のみによる避難所開設につきましては、施設や設備の安全確認、避難所施設の鍵の日常的な管理に課題があるため現時点では考えておりません。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

避難所開設に当たりまして、避難所の鍵を解錠する上で住民が直接開設することは、いろいろと課題があることが分かりました。

今後、地域住民の意見も聞きながら、大規模災害発生時には緊急で避難所開設する場合、どのように避難所開設するばよいのか、その仕組みづくりについて御検討をしていただければと思います。

(3)の「耳で聴くハザードマップ」については、導入できる自治体が主に都道府県の単位であることが分かりました。

本市独自では導入できないということですので、最初の答弁にありましたように、愛知県の方にも要望をお願いいたします。

(4)については、感震ブレーカーの有効性を認識された上で、設置促進に向けた普及活動を積極的に取り組んでいきたいという御答弁をいただきました。大変、期待しております。また、認知度が高まり感震ブレーカーの需要が高まれば、購入時の補助の導入も御検討を再度お願いいたします。

災害による被害規模は昔に比べて大きくなったと思います。都市部への人口集中や近代化によって、堤防、埋立地、造成地などが増えて、以前は住まなかった場所に産業や人口が集中するようになり、災害時の被害拡大につながっております。

今後、起こり得る甚大なる災害による被害状況を分析して、一つずつ、課題解決に向けた対策を打ち出すことで、防災力の強化が図られることを期待いたしまして、質問項目1を終了いたします。

続きまして、質問項目2、RSウイルス感染症について、(1)RSウイルス感染症の予防対策について。

RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による急性の呼吸器感染症で、乳幼児に多い感染症です。潜伏期は4、5日とされ、インフルエンザより潜伏期間が長く、罹患期間が6から8日と回復に時間を要します。

症状は他の呼吸器感染症と極めて似ており、加齢や基礎疾患などで免疫力が落ちた高齢者が感染すると、重症化して肺炎になることが多いとされております。

このRSウイルス感染症は、現在、多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べるとその重症化のリスクは、実はインフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスの方が高く、しかも入院期間も長くなるとの報告があります。

また、RSウイルスは飛沫感染や、接触感染で広がるため、病院や介護施設など、抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高いと言えます。

しかしながら、RSウイルス感染症に関しては、これまでは有効なワクチンも治療薬もないため、検査でウイルスの検出が行われな限りは原因が判明しないということもあり、あまり知られていないのが現状であるかと思えます。適切な診断の機会も少なく、肺炎に至る原因感染症としては、見逃されてきたウイルス感染症と言っても過言ではありません。

本市における高齢者の肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌とともに、RSウイルス感染症についても、周知と感染予防への注意喚起が必要と考えます。

厚生労働省は、医療ニーズと疾病負荷等から、開発優先度の高いワクチンとして、RSウイルスワクチンを位置付け、内閣官房の「ワクチン開発・生産体制強化戦略」でも重点感染症として開発を支援すべきワクチンとして位置付けております。こうした背景を受けて開発・承認されたRSウイルスワクチンですが、治療法のない、RSウイルス感染症に対抗する唯一の予防法と言えますが、そこでお尋ねいたします。

ア、呼吸器の感染症であるRSウイルス感染症について、市は、どのような疾病と認識しているか、お伺いいたします。

イ、これまでの流行状況についてお伺いします。

ウ、感染予防対策についてお伺いします。

質問項目2の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目2、RSウイルス感染症について、順次お答えをさせていただきます。

まず、(1)RSウイルス感染症の予防対策についてのア、呼吸器の感染症であるRSウイルス感染症について、市はどのような疾病と認識しているのか、であります。RSウイルス感染症は、生後1歳までに半数以上、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも1度は感染し、その後も年齢を問わず感染を繰り返す疾病です。

飛沫や接触により感染し、症状としては、発熱、鼻汁などの症状が数日続き、多くは軽症で自然軽快しますが、重くなる場合には、ひどいせきや呼吸困難などの症状が現れ、気管支の細い部分が炎症を起こす細気管支炎や肺炎へと進展していきます。

初回感染時にはより重症化しやすいといわれており、特に生後6か月以内に感染した場合には重症化リスクが高く、日本では、毎年約12万から14万人の2歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断され、そのうち約4分の1の約3万人が入院を必要としております。

また、成人が感染した場合は、通常は風邪の症状のみですが、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を有する高齢者においては、急性の重症肺炎を起こす原因になるとされております。

そのようなことから、市としましては、特にリスクの高い乳幼児や高齢者に対する感染予防が重要な疾病と認識しているところであります。

次に、イ、これまでの流行状況についてであります。RSウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく感染症発生動向調査において、5類定点把握疾患に分類されておりますが、高齢者の発生動向は把握の対象となっていないことから、全国約2,000か所の小児科定点医療機関の毎週の報告に基づいて発生動向が収集・分析されているところであります。

これまでの流行状況であります。RSウイルス感染症は1年を通じて感染が見られ、従来は秋から冬に流行のピークを迎えておりました。しかし、近年は夏から増加傾向となり秋にピークを迎え、さらに全国的に大きな流行となった令和3年以降は、春から初夏に継続した増加が見られ、夏にピークを迎えております。

また、令和7年につきましては、1月下旬から3月中旬にかけて例年以上の増加傾

向が見られ、流行が心配されましたが、その後減少傾向に転じ、現在では、落ち着いた状況となっております。

次に、ウ、感染予防対策についてであります。

R S ウイルスは、飛沫や接触により感染が広がります。そのため、感染予防対策としましては、他の感染症と同様、手洗い、マスク着用、消毒などの基本的な対策が重要とされています。

具体的には、感染者のせきやくしゃみ、あるいは会話などをした際に口から飛び散るしぶきを浴びて吸い込むことを避けるため、鼻汁、せきなどの症状がある場合は、マスクが着用できる年齢の子どもや大人はマスクを使用すること、また、感染者が触れたことによりウイルスがついたドアノブ、おもちゃ等を触ったり、なめたりすることを避けるため、小まめにアルコールや塩素系の消毒剤などで消毒し、流水・石けんによる手洗い、またはアルコール製剤による手指衛生が重要とされています。

なお、R S ウイルス感染症の再感染では、のどの痛みなど風邪のような症状のみであることが多いことから、感染に気付かない子供や大人も多く、症状がある場合、可能な限り乳幼児との接触を避けることが乳幼児の感染予防につながるとされております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

R S ウイルスについて、各般にわたり御答弁いただきました。

2歳までにはほぼ100%が感染しまして、毎回こう繰り返されるということでございました。

あと、流行時期も令和3年7月、夏にピークを迎えるということでもございました。

感染予防対策につきましては、具体的に手洗い、マスク着用、消毒などの基本的な対策が重要であると述べられていましたが、それでも流行したときに、感染状況をいち早く伝え、市民の健康を守るための注意喚起が必要であると思っておりますが、そこで再質問させていただきます。

感染流行時の市民への周知について再質問させていただきます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

流行状況は、感染症発生動向調査に基づき毎週、国及び県において発生動向が収集・分析されております。

本市としましては、この収集・分析された情報を基に、流行状況を早期に把握するとともに、流行が心配されるときには、市ホームページや市公式LINE等を活用して、速やかに市民へ情報発信をし注意喚起をしてまいります。

あわせて、特にリスクの高い乳幼児や高齢者への注意喚起のため、各種乳幼児健診の場や保育園、高齢者が集まる老人福祉センターや集いの場などで周知する等、適切に対応していきたいと考えております。

以上となります。

○18番（星熊伸作）

市民への周知について御答弁いただきました。

RSウイルス感染症に関しましては、治療薬がないため、対症療法が主であるかと思えますけども、そのため、感染防止のための予防としては、ワクチンが有効と考えておりますが、そこで再質問させていただきます。RSウイルス感染症のワクチンの状況についてお伺いいたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先ほど、議員も述べられましたとおり、RSウイルス感染症に対するワクチンは、国が、開発優先度の高いワクチンの一つに定め、平成25年に日本ワクチン産業協会の会員企業に開発要請を行い、令和5年6月に高齢者向けワクチンが、令和6年1月に乳幼児向けワクチンが薬事承認されております。

このうち、乳幼児向けのワクチンは、妊婦に接種することにより、母体の体内でRSウイルスに対する抗体が生まれ、その抗体が母体から胎児へ移行することで、出生後の乳児をウイルスから守る、日本のワクチン接種では初めての母子免疫ワクチンです。

なお、RSウイルス感染症のワクチンは、感染予防、重症化予防に効果があり、定期接種化に向けた検討が進められておりますが、現時点では任意接種のワクチンとなっております。

以上となります。

○18番（星熊伸作）

RSウイルス感染症ワクチンの薬事承認された経緯、特徴や有効性について、御答弁をいただきました。

日本初の母子免疫ワクチンということで、御紹介がありました。また、でも、現段階では任意接種ということですので、接種費用は全額自己負担になるかと思えます。

少しでも希望する方が接種しやすいように、本市としても、RSウイルス感染症ワクチン予防接種費用の一部を助成を検討してはどうか考えますが、そこでお尋ねいたします。

RSウイルスワクチン予防接種費用の助成ができないか再質問させていただきます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

RSウイルスワクチンは任意接種のワクチンであり、接種の費用は、基本的に全額自己負担となります。そのため、接種費用が高額になることから、一部の自治体は助成を行っているところでもあります。

しかしながら、RSウイルスワクチンは、接種が始まったばかりであり、国において、乳幼児向けワクチンについては、国内初の母子免疫ワクチンであることから、その安全性については知見が限定的で、さらに知見を収集し確認が進められていること、高齢者向けワクチンについては、高齢者のRSウイルス感染症の発生動向は把握の対象となっておらず、入院や重症化及び死亡の割合、あるいは、ワクチンの効果の持続性などについての情報が少なく、今後も情報を集めていくことが必要とされているところでもあります。

本市は、乳幼児や高齢者等の健康を守る観点から、これまでも様々な疾病に対するワクチン接種に積極的に取り組んできたところではありますが、RSウイルスワクチンの接種費用の助成につきましては、国等による知見や情報などの集積・分析の進捗状況や、既に助成を行っている他自治体などの状況を踏まえ、適切な判断をしていきたいと考えております。

以上となります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

ワクチン接種については、まだ始まったばかりということですので、国による知見も収集しながら、今後行っていきたいという御答弁だったと思います。

情報等の集積分析の進捗状況や他自治体などの状況も踏まえ、適切な判断をしていただければと思いますので、ぜひとも、推進のほどよろしく願いいたします。

RSウイルス感染症の市民への積極的かつ、分かりやすい情報提供をし、あわせて高齢者施設の感染対策の推進と、保育施設等における感染対策の徹底と、病児保育を始めとする保護者支援の拡充をお願いいたします。

本市として、市民の命と健康を守るための感染症対策により一層御尽力されますことをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終了します。

ありがとうございました。

佐藤悟議員。

○8番（佐藤悟）

皆様、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従い、質問項目1点について順次

質問させていただきます。

まず、自衛隊小牧基地墜落事故の件に関しましては、パイロットのお二方に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、小牧基地の関係者の皆様、御家族の方々に対しましては、お悔やみを申し上げたいと思います。

今年が市制施行70周年ということで、ブルーインパルスがのろしを上げ、今月18日には記念式典が行われました。

昭和30年の市制施行以来、先人のたゆまぬ努力により、農業依存からの脱却と財政基盤の確立のため、積極的な工場誘致と大型団地の誘致を図り、田園都市から陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市へと発展いたしました。

そして、人口推移のほうも15万人を超える市へと変動してまいりました。

しかし、2015年以降に年々人口の減少が目立ってきております。4人に1人が65歳以上になった小牧市も、健康寿命を延伸していく必要があり、2060年には12万人を切ってくる人口シミュレーションも算出されております。

人口が減少しますと、経済の縮小、社会保障の負担増、地域コミュニティの低下につながってまいります。

現在も、自治会や町内会の活動が停滞している現状であります。非常に懸念するところではございますが、人口維持、増加が進めば、経済成長の発展、多様な背景を持つ人々が共存することにより、新しいアイデアや知恵も生まれますし、地域の活性化、地域財政の安定化につながります。

昔から山下市長がおっしゃっております、シビックプライドの醸成につながるためにもですね、人口減少を防ぐ努力をし、引き続き、誠意を持ってまちづくりを行ってまいりたいと思います。

それでは、質問項目1「ヘルスラボ・こまき」についてお尋ねいたします。

初めに、(1)「利用状況について」月ごとの利用者数についてお尋ねいたします。

先日、議会報告会と市民の意見を聴く会が行われました。福祉厚生委員会のブースにて、小川真由美委員長をはじめ、委員会メンバーで市民の方々の御意見をリスニングいたしました。

山下市長の今年度のテーマでもあります、「健康と環境」ということもあり、「ヘルスラボ・こまき」は無料でフレイルチェック健康相談、ツールレンタルなど、健康習慣化サポート施設として十二分に健康寿命をサポートする取組をされております。

このようなすばらしい施設を使用されていない方々がもし、見えるのであれば、非常にもったいないなと思います。

次に(2)周知方法について、どのようなPRを行ってきたのかお尋ねいたします。

(3) これまでの取組について、利用者数を増やすための取組についてお伺いいたします。

以上で質問項目1の質問とさせていただきます。

御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部次長（永井政栄）

それでは、質問項目1、ヘルスラボ・こまきについて、(1) 利用状況について、月ごとの利用者数についてのお尋ねであります。

ヘルスラボ・こまきは、誰もが気軽に利用でき、市民一人ひとりが自身の健康課題に「気づき」、改善や予防に向けた行動変容の「きっかけ」となり、健康づくりの取組を「継続」していくことができる「健康習慣化サポート施設」です。

本年1月6日にプレオープンし、1月19日には記念イベントとして健康フェアを実施、1月22日から本格オープンしております。

プレオープン以降、記念イベントに参加された方も含んだ利用者数になりますが、1月は1,463人、2月は348人、3月は574人、4月は450人、5月は595人となっております。

以上です。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして、(2) 周知方法について、どのようなPRを行ってきたのかについてであります。ヘルスラボ・こまきのPRにつきましては、市広報や市ホームページ、市公式LINEをはじめとした各種SNSの活用に加え、小牧市民病院健診センターや保健センターなど健康に関する施設にパンフレットを設置したほか、ヘルスラボ・こまき内で各種健康教室やイベントを開催するなど、認知度を高める取組を進めてきたところ です。

特に、ヘルスラボ・こまきのオープンを記念して、1月19日にまなび創造館アリーナにおいて開催した健康フェアでは、ウォークラリーを実施し、ヘルスラボ・こまきをコースに加えることで大変多くの方に御来場いただき、PRを図ることができました。

さらに、区長や民生・児童委員の皆様が集まる場やサロン連絡会などへ市職員が出向き、直接PRをしたほか、5月28日と30日には保健連絡員の皆様に、学習会の一環でヘルスラボ・こまきへ来所していただくなど、地域で活動いただいている方を通じて、地域住民の皆様にも活用いただくよう周知を図っております。

なお、ヘルスラボ・こまきはラピオ5階の西側の一角にあり、「場所が分かりにくい」「入りづらい」等の意見をいただいております。

そこで、ラピオの出入口や各階の掲示板、エレベーター、エスカレーター付近など、様々な場所にポスターや案内看板を設置し、ヘルスラボ・こまきの場所だけでなく、何ができるのかなど、その取組についてもPRをしているところであります。

次に、(3) これまでの取組について、利用者を増やすための取組についてであります。

ヘルスラボ・こまきでは、先にお答えしました周知・PRのほか、利用者が増えるよう、様々な取組を行っております。

具体的には、筋肉量や体脂肪量などを計測する体組成計や重心移動や姿勢を計測する足圧バランス計、ICタグが内蔵された食品模型で栄養価や食事バランスがチェックできる体験型栄養教育システムなど常設している測定器で各種健康度のチェックを行い、管理栄養士や運動トレーナーなど、常駐している健康づくりのプロが改善に向けたアドバイスなどを行うとともに、定期的に健康度のチェックを行うことで、健康づくりが継続できるようヘルスラボ・こまきの利用を御案内しているところであります。

また、日々健康に関する様々な相談を、健康づくりのプロが気軽に応じていますが、ゆっくり御相談したい方向けに予約枠を設け御利用いただいているほか、歩数や早歩きの時間も測定できる活動量計など健康習慣化ツールを無料で貸出し、利用状況などを踏まえて適切なアドバイスを行うことで、定期的なヘルスラボ・こまきの利用を促しているところです。

その他、運動や食事、口腔などに関する定期教室の開催や、健康づくりの習慣化に向けたセミナー、イベントの随時開催により、ヘルスラボ・こまきを利用する機会を創出しております。

さらに、一人で健康づくりを続けることは、実際にはなかなか難しいことから、ヘルスラボ・こまきを利用して、毎日10時30分には認知症予防や柔軟性を向上させる体操を、17時には血糖値を下げたり肥満を解消する効果が期待できる運動を実施し、みんなと一緒に健康づくりに取り組んでいるところです。

なお、ヘルスラボ・こまきは、健康に関する様々なニーズに応え、幅広い年代の方に御利用いただきたいと考えております。そこでヘルスラボ・こまきの公式LINEと公式インスタグラムを開設し、それぞれのSNSの特性に応じた情報発信を行うことで、利用者が増えるよう取り組んでいるところです。

以上となります。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございます。

（1）利用状況について月ごとの利用者数がどのくらい見えるのかという質問に対してですが、記念イベントに参加された方も含めて大体月平均で約500名の方々が利用していることは理解いたしました。

（2）周知方法について、どのようなPRを行ってきたかという質問に対してですが、PR方法につきまして、市の広報、ホームページ、公式LINEをはじめとしたSNSの活用、各種健康教室のイベント開催、区長様をはじめとした地域で活動されておられる方々からの周知の実施との答弁をいただきました。

先日の市民の意見を聞く会でも、ラピオのどこにあるか分からないなど見つけにくいとか、もったいないとか、いろんな貴重な御意見を頂戴いたしました。

そこで、ポスターや案内看板を設置し、施設の場所だけでなく、具体的な内容についてもPRしていることも理解いたしました。

（3）これまでの取組について、利用者数を増やすための取組はどのように行われているのかの質問に対してであります。引き続きのSNSへの発信、体組成計、体験型栄養教育システムなど常設の測定器が各種健康度のチェック、プロのアドバイスによる定期的な健康度チェックでヘルスラボ・こまきの継続利用の案内、また個別相談の予約も可能となり、歩数計などの健康習慣化ツールの無料貸出しなど、利用者を増やすための取組について理解いたしました。

そこで再質問させていただきます。先ほどもお話ししましたが、まだまだ市民の方々がヘルスラボ・こまきについて知らないという中で、現在どのような課題を認識しておられるのかお尋ねいたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

ヘルスラボ・こまきにつきましては、より多くの方に御利用いただけるよう、周知をはじめ様々な取組を進めてきましたが、まだまだ、ヘルスラボ・こまきを知らない、何のための施設かよく分からないなどの意見を伺うところでもあります。

そのようなことから、より効果的な周知と、より多くの方に御利用いただける機会を創出する必要があると認識しております。

また、年代別の利用者の状況を調べましたところ、40歳代以下の比較的若い世代の利用者が少ないことから、そのような世代につながる取組が必要であり、さらに、ヘルスラボ・こまきは、市の中央に位置しているため、小牧地区にお住まいの方の利用が比較的多く、それ以外の地区の方の利用につながる取組も必要と考えております。

なお、健康は多くの方がその重要性を理解している一方、具体的な行動を起こした

り、継続的に続けることはなかなか難しいとの課題もあるところであります。ヘルスラボ・こまきは、その課題を解決するためのまさに効果的な施設であり、より多くの方々に知っていただくとともに、健康の重要性を認識した際などに、ヘルスラボ・こまきにつなげる取組を進めていく必要があると考えております。

以上となります。

○8番（佐藤悟）

御答弁ありがとうございます。現状の課題について御答弁いただきました。

ヘルスラボ・こまきがラピオ5階、市の中央に位置しているため、小牧地区にお住まいの方の利用者が比較的に多い中、40代以下の若年層の方々の利用率が少ないということではありますが。やはり、年を重ねてからの取り組みも大切ではありますが、若いうちから今の自分の健康状態を把握していくことが健康寿命への延伸につながると思いますし、月に1回でも自分自身への投資として若い世代の方々にも通っていただけたらなと思います。

そこで最後に質問させていただきます。

コロナ感染症で人と人との関わり合いが希薄化される中、憩いの場として、人と人が向き合える場所であるヘルスラボ・こまきはいい場所であると思いますし、私も先日、ヘルスラボ・こまきへ伺ったのですが、88点と前回よりも2点アップしておりました。

社協の●①05m21 s ｲﾁﾔさんを目標にして自分自身も健康寿命について取り組んでまいりたいと思いますし、この結果の紙と同時に、新体力テスト参加者の募集、ヘルスラボ・こまきのチラシなど一緒にお渡しできれば、健康意識の強い方たちなので、周知に反映されるのかなと思いますので、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

小牧市ウオーキングアプリアルコで健康維持をされる中、ヘルスラボ・こまきで現状確認をし、どんどん健康寿命の延伸につなげて改善するという計画、実行、評価、改善と、PDCAサイクルで継続的に行っていただくことが必要だと思います。

そういった課題を解決するに当たって、今後こういった取組をされるのかお尋ねいたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

ヘルスラボ・こまきをより多くの方に知っていただけるよう、これまでの周知の取組に加え、ヘルスラボ・こまきの公式LINE、インスタグラムの活用をできる限り広げるとともに、市公式LINEとの連携などにも取り組んでいきたいと考えております。

また、若い世代の方にも興味を持っていただけるよう、ターゲットを絞ったセミナ

一、イベントの開催や、同じ施設内に子育て世代包括支援センターや、こども未来館がある立地を生かし、子育て世代の方や遊びに来ているお子さんにも来所していただけるよう、これら施設と連携した企画も検討しているところあります。

そして、小牧地区以外の方にも御利用いただけるよう、今後は地域で開催されるイベントに出向くなど、様々な機会を捉えて、周知、啓発に努めてまいります。さらに、毎日実施している体操等は、高齢者の参加が多く、繰り返し来ていただける集いの場となるよう仲間づくりに取り組むとともに、定期教室などとも連動させ、ヘルスラボ・こまきの利用を習慣化できるよう取り組んでいきたいと考えております。

このほか、医療機関などとの連携も進めており、小牧市民病院健診センターの保健師や管理栄養士とも連携し、健診センターでの面談時にヘルスラボ・こまきの活用を案内していただくよう現在調整を進めているところでもあります。併せて、本市の国民健康保険に加入されている方の特定健診の結果に基づき、改善が必要な方に市から生活習慣病予防相談の御案内を送付しておりますが、ヘルスラボ・こまきの活用についても一緒に御案内するほか、市内各企業などにも働きかけて、健康増進のためにヘルスラボ・こまきを活用いただくなど、より多くの方に利用していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

○ 8 番 (佐藤悟)

御答弁ありがとうございます。これまでの取組に加え、公式LINE、Instagramの活用の拡大、子育て世代包括支援センター、こどもみらい館と連携したイベントの企画、市内各企業へ健康増進のためにラボの活用の働きかけなど、今後の取組について理解いたしました。

せっかく国から補助金を頂きながら、健康寿命の延伸に取り組んでいる施設なので、ぜひ、皆様にヘルスラボ・こまきを活用していただきまして、健康に対する意識を高めていただきたいと思います。

先人の方々が作り上げてくださった街に対する思いをしっかりと背負い、次世代の若者たちに何を残せるのか地域全体で議論し、これからの世代の方たちがこの町に対して愛着と誇りをさらに深めていただくことを御期待申し上げまして、全ての質問を終わりたいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。

○ 15 番 (鈴木裕士)

議長のお許しをいただきましたので、先に通告しております質問項目2点につきまして質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それではまず質問項目1、市役所の開庁時間についてであります。

市民生活の多様化に合わせて市役所が行う業務も増えていますが、一方では少子化の影響もあり、職員確保も厳しくなっているという話もお聞きをいたします。今後は、限られた職員数で多くの業務を効率的にこなしていくことが待ったなしで求められていくことと思います。

このところ私自身も、職員の家族から毎日帰りが遅く、毎週土曜日にも仕事に出かけ、体が心配ですなどの声を数人の方からお聞きをしております。また、小牧市の窓口対応や受付時間の速さは、近隣市町に比べるとすばらしいといったお声もよく耳にしております。

こうしたサービスを維持しつつ業務の効率化を図ろうとする中で、最近、市役所の開庁時間を見直すことで職員の業務負担を軽減し、より質の高いサービス提供につなげるという取組を行っている自治体のニュースを耳にいたします。

職員が日々の業務に忙殺されては、市長が標榜してみえます。改革と創造の市政に取り組むことも難しいのではないかと思います。

令和7年1月定例会で佐藤悟議員の質問に対し、山下市長は柔軟な開庁時間について、今、実は検討を始めているとの答弁をしていたこともあり、そこで質問をさせていただきます。

(1) 県内自治体の開庁時間について、見直し状況をお伺いをいたします。

(2) 市役所本庁舎の利用状況について、現在の市民の来庁状況をお聞きいたします。

(3) 開庁時間の見直しの方向性について、今後見直す考えはあるのかをお尋ねいたします。

以上、誠意ある御答弁を期待いたしまして、質問項目1の1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（小島倫明）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市長公室次長（宇野嘉高）

質問項目1市役所の開庁時間について、(1) 県内自治体の開庁時間について見直し状況についてであります。

現時点では県内で4自治体、みよし市、東浦町、常滑市、知多市において開庁時間を見直しています。

みよし市は昨年5月から実施しており、午前9時から午後5時までとして、前後で合わせて45分間の短縮をしています。

東浦町は本年2月から試行的に実施しており、午前8時45分から午後4時までとして、前後で合わせて1時間30分の短縮をしています。

常滑市及び知多市はそれぞれ本年5月から試行的に実施しており、常滑市は午前9時から午後4時30分までとして、前後で合わせて1時間15分の短縮を、知多市は午前9時から午後4時までとして、前後で合わせて1時間45分の短縮をしています。

また、本年4月時点の調査では、開庁時間の見直しを検討中と回答した市は本市を除く県内37市中27市あり、多くの市において前向きに検討している状況でありました。

次に、(2)市役所本庁舎の利用状況について、現在の市民の来庁状況についてであります。

現在の本市の開庁時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとなっており、基本的には市庁舎は市民の方が自由に出入りしていただける施設のため、厳密な来庁人数は把握できておりません。

しかしながら、本庁舎1階にある窓口案内発券機の発券数をベースに関係窓口を御利用された市民の来庁状況を把握することができますので、そちらのデータによりお答えをさせていただきます。

時間帯別で最も多く発券されているのが午前10時台で、続いて11時台、午後1時、2時台となっており、それらのボリュームゾーンを含む午前9時から午後3時までの6時間で約75%の来庁対応が行われており、午前9時から午後4時までの7時間では85%以上になります。

私からは以上です。

○市長公室長（入江慎介）

続きまして、(3)開庁時間の見直しの方向性について、今後、見直す考えはあるかについてであります。

現在の開庁時間は職員の勤務時間と同じであるため、窓口対応が多い部署では、勤務時間中に事務処理する時間を確保することが困難な状況となっており、時間外勤務が多くなる要因の1つになっているところであります。

また、本来であれば、業務の効率化、市民サービスの向上に向け、職員間の情報共有や、政策課題、業務改善の検討などを行う時間が必要ですが、実際にはその時間を十分に確保できていない状況でもあります。

そこで、より質の高い市民サービスの提供及び職員の働き方改革の推進に向け、開庁時間の見直しについて検討しているところであります。

具体的な内容は現在検討中ではありますが、見直し時期は今年の秋頃、本庁舎の電話交換機の更新と併せて実施する方向で考えております。また、開庁時間は前後で合わ

せて約1時間から2時間の間で短縮することで、職員間の情報共有としての朝礼時間や、窓口受付後の事務処理時間、質の高い市民サービス提供に向けた政策検討などの時間を確保したいと考えております。

以上であります。

○15番（鈴木裕士）

御答弁ありがとうございました。

(1)は県内では既にみよし市、東浦町、常滑市、知多市がそれぞれ開庁時間を短縮しているということが分かりました。先行して、開庁時間の見直しを行っている県内自治体における市民の反応が気になるところです。

そこで再質問をいたしまして、先行して開庁時間を短縮してみえる、みよし市、東浦町、常滑市、知多市の市民の皆さんの反応などあればお聞かせをいただければと思います。

○市長公室長（入江慎介）

既に実施をしているみよし市、東浦町、常滑市、知多市の3市1町では、開庁時間短縮について広報やホームページ、庁舎内ポスターなどを用いて事前周知を行っていたため、短縮後、窓口で大きな混乱もなく、住民の方から特に否定的な意見などは届いていないとのことであります。

以上であります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

開庁時間を先行実施している自治体において、市民からの苦情などはないとのお答えでした。将来にわたって市役所業務を維持、向上するためには、開庁時間を見直すといった方向性については、先行して短縮している自治体の市民の反応からも理解はできます。

(2)の本庁舎の開庁時間内の来庁状況につきましては、10時台が来庁者対応のピークで85%以上の方が、午前9時から午前4時までに来庁対応されていることは分かりました。

次に、(3)開庁時間の見直しの方向性は電話交換機、秋頃ですかね。秋頃に電話交換機のさら新のタイミングを見計らって開庁時間を前後で合わせて一、二時間短縮する方向だということで現在検討中という御答弁をいただきました。

さて、当市は本庁舎とは別に、より地域に近い住民の窓口として、残念ながら巾下地区にはありませんけれども、味岡、東部、北里に各市民センターがあります。

そこで再質問をさせていただきます。

味岡、東部、北里、三つの市民センターの開庁時間について、今後どのような方向性なのかお尋ねをいたします。お願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

このたびの開庁時間の見直しは、職員の働き方改革の一環として実施するとともに、より質の高い市民サービスの提供を目指して実施するものあります。

味岡、東部、北里の3市民センターにつきましては、戸籍や住民登録、各種証明書の発行などの支所業務を所管する一方で、公民館業務も所管しており、開庁日や開庁時間なども本庁舎とは異なっております。

これら条件を踏まえ、職員の働き方改革と市民の利便性の向上を十分に考慮し、適切な判断をしていきたいと考えております。

以上となります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

市民センターは公民館業務もあり、開館日や開庁時間も異なるため、適切に判断していくとのことでしたが、十分に考慮していただき、判断をお願いしたいと思います。

一方、働き方の多様化によりまして、市民の働き方も大きく変化をしています。特に公民館については、原則月曜日の一斉休館となっており、市民の方の中には、月曜休みで利用できない方もおみえになります。

そこで再質問をさせていただきます。

味岡、東部、北里三つの市民センター公民館の利用に関して、この機会に見直す考えはないのかお尋ねいたします。お願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

公民館は、地域住民にとって重要な学習や交流の場ではありますが、市民の働き方が多様化している中で、その利用に関しましては、市内全体の状況を踏まえ、柔軟に対応する必要があるところでもあります。

そこで、現在、市内5か所の公民館を月曜日一斉休館としていますが、各市民センター公民館の休館日を月曜日以外に変更するよう見直したいと考えております。

なお、既にどの曜日にも一定数の団体などが定例的に公民館活動を実施しております。できるだけ速やかに変更する休館日を決定し、影響を受ける団体などには早めに周知をするなど、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上となります。

○15番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

各市民センター公民館の月曜一斉休館を見直していくということは分かりました。月曜日にお休みの方もおられると思いますので、働き方が対応した昨今、利便性が増し、とてもいいことだと思っております。

ただ、新しく休館となる曜日については、現在利用されている団体や市民の方がお見えになりますので、できるだけ早く新しい休館日を決めていただき、周知していただくようお願いをいたします。

最後に、開庁時間が短縮すれば職員にとっては負担軽減になり、よりよいサービス提供に向けた取組に時間を振り向けることができなくなるということは理解いたしました。しかし一方で、サービスの受け手である市民にとっては、窓口時間が短くなり不便となることも考えられます。

そこで再質問でございます。

開庁時間が短縮すれば、市民の方々にとって不便になる面もあろうと思っておりますけども、何か対策を考えてみえるのかお尋ねをいたします。

○市長公室長（入江慎介）

開庁時間を短縮することで、市民が行政手続きにくいということにならないよう、行政DXの取組をさらに進めてまいります。

まず、行政手続きのオンライン申請をより使いやすくするため、先月下旬より市公式LINEアカウントにデジタル市役所を開設いたしました。

デジタル市役所とは、LINEのメニューから申請したいカテゴリを選択することで対象の手续に簡単にたどり着くことができ、自宅で申請することができるもので、現在180の手續が可能となっております。

今後、オンラインでできる手續をさらに増やしていき、市役所に来庁していただくことなく、各種手續ができる環境を充実させてまいります。

また、今年秋には、本庁舎1階に各種証明書の発行ができるキオスク端末を設置し、コンビニ交付の利用促進を図ってまいります。

キオスク端末とは、マイナンバーカードを使うことで、窓口で手續することなく、自動で証明書の交付ができる機器のことで、コンビニなどに設置されており、全国どこでも利用することができるものです。初めてキオスク端末を利用する市民の方には、市役所来庁時に操作方法などを御案内しますので、まずは操作に慣れていただき、次回以降はお近くのコンビニなどで交付サービスを利用し、利便性を実感いただきたいと思います。

なお、今回市役所に設置するキオスク端末とコンビニ交付サービスを利用する場合の手数料は、窓口交付の場合の半額となっており、お得に御利用いただけますので、

そちらについても周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、本市では、平日日中に市役所に来られない方のため、毎週日曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、市民窓口課業務の受付をしております。これは県内で最も充実した体制となっておりますが、今回の開庁時間短縮の検討に合わせて、一部平日夜間の開庁も検討し、市民の多様な生活様式に対応したいと考えています。ただし、夜間開庁には、追加の職員配置や体制構築が必要となりますので、現在毎週実施している日曜窓口の在り方と併せて検討しているところであります。

以上の取組のほか、全体として行政DX、窓口業務の効率化を進めることで、限られた時間内でもスムーズな対応ができるよう努めていくとともに、開庁時間の短縮に関する事前周知についても丁寧に行ってまいります。

一方で、デジタルの活用が不得手な方へのデジタルディバイド対策も重要であります。先に申し述べました本庁舎に導入するキオスク端末の操作支援のほか、現在市内各所で開催しておりますスマホ教室やデジタル相談会による支援などにより、全ての市民が安心して行政サービスを利用できるよう、デジタルも活用しながら、市民一人一人に寄り添ったサービス提供を今後も目指してまいります。

以上となります。

○市長（山下史守朗）

ただいま鈴木議員から市役所の開庁時間見直しにつきまして御質問いただきました。

これ非常に大きな見直しでありまして、秋に電話交換機の変更更新がございます。これに合わせて全体の業務の在り方、窓口の在り方、一緒に見直しをしたいということで、今積極的に検討をしているとでございます。

鈴木議員からも御指摘いただきましたように、全国的な今の議論の中でも、やはり人手不足、そして、本市でもそうですけれども、かなり業務量が増大しております。そうした中で、限られた職員でなかなか人員をぼんと増やすわけにもいかない中で、非常に職員の負担というのも重くなっているものですから、一方でまた働き方改革ということもこれは民間も含めて今叫ばれているところでもありますので、市としても残業が多いような職員、部署もまだまだですね、これいろいろと工夫してきたんですけども残っております。さらに業務が拡大する中で、それが増えるような懸念もあるものですから、この際、しっかりと工夫ができないかということで見直ししていきたいということで考えているところでございます。

市民の皆様方の御不便にならないようにということもしっかり考えながら行っていきたいというふうに思っております。デジタルディバイドということもありますが、多くの市民の皆さん方が、このデジタル化の中で徐々に対応されてきているなという

ことも実感をしております。

小牧は、LINEの公式、市の公式LINEの登録者数も非常に多いという中で、こうしたオンラインでできることは市役所にわざわざ来ていただかなくても、御自宅からでも、あるいはどこからでも便利にいつでも手続きいただけるそうしたデジタル市役所、この体制をしっかり強化をしていく。このことが一つデジタル化ってことですね。これは一つ大きなこれからの行政改革の柱だというふうに思っております。

合わせてですね、休みやら働き方も市民皆さん方の就労状況も非常に多様になってきておりますので、必ずしも平日の朝から夕方までということに限らず、今県内で唯一、私ども小牧市だけが日曜日開庁している状況もございますので、そうした、いわゆる休日開庁を積極的にこれまでも取り組んでまいりましたが、それと併せて夜間開庁等ですね、いろんな方がいろんな時間帯で利用できるように、そんなことも含めて見直しをこの際していきたい。併せて支所、窓口市民センターの公民館等の利用についても、多くの市民の皆さん方に幅広く御利用いただけるように、この際併せて見直しを行ってまいりたいということで、今総合的に検討をしているところでございます。

冒頭職員が大変多忙だというお声も御紹介いただきました。働き方改革の中で残業もできる限りなくしていく。併せて、改革と創造の姿勢という私が常に申し上げていることに向けても、やはり市民サービスをより向上していく、より、質の高い行政にしていくためにも、やはり職員同士が横の連携の中で考えて、工夫を図ることのできるようなそういった業務の見直しの時間もやっぱり確保しなきゃいけないもんですから、そうした意味でも、この窓口の時間短縮含めた改革ということに積極的に取り組みたいと思っております。

これがひいては、より質の高い行政サービス、市民の利便性の向上にもつながっていくように進めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○15番（鈴木裕士）

市長にまで御答弁いただきましてありがとうございます。

いずれにしても時短によって市民の皆さんへのサービスの低下にならないようにいろいろと説明をいただきましたけども、今後ともDX化を目指すのも含めて御検討いただければと思います。

開庁時間の短縮は、職員の働き方改革だけではなく、業務の効率化や職員のライフワークバランスの向上にも寄与する取組となります。開庁時間の短縮によりまして、職員がより充実した業務を行うことができます。そして、そのことでさらなる市民サービスの向上も期待されるわけです。

この機会に新たなサービス提供方法や、オンライン対応の強化などデジタル化の促進も、推進もしっかり考えていただき、来庁をしなくても手続きが完了できる環境を整えることで市民の負担を軽減し、今後より多くの市民の方々に行政サービスを利用しただけできるよう、しっかり取り組んでいただきますようお願いをいたします。

また、今後、予算だけではなく職員も含めた経営資源が右肩下がりの局面を迎える昨今でございます。待ったなしの業務改善に積極的に取り組んでいただきまして、経営資源の最大限な有効活用ができますようお願いをいたしまして、質問項目1、市役所の開庁時間についてを終了いたします。

それでは続きまして、質問項目2、自然災害の自助、共助、公助について質問をさせていただきます。

我が国は、自然的条件から災害が発生しやすい国土となっています。近年では10年に一度と言われるようなゲリラ豪雨が毎年のように発生し、今年2月から3月にかけて相次いで発生した山火事は、特に大規模であったので記憶に新しいところでございます。また、最近では頻りに各地で地震が発生をしており、メディアも地震に関連するニュースや記事が多くなってきている気がいたします。

そこで、今回の自然災害は地震災害を中心に、そして、私は仕事で長年リスクマネジメントに携わっていましたので、そんな観点からも質問をさせていただきたいと思っております。

日本列島は地震列島です。1923年の関東大震災からの102年間の間に100人以上の犠牲者を出す地震が16回発生し、そのうち1,000人以上の犠牲者を出した大震災は10回も発生しています。つまり、平均6年に一度は100人以上の犠牲者を出す地震が発生し、9年に一度は1,000人以上の犠牲者を出す大地震に見舞われております。

本年1月、政府の地震調査研委員会は、南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内で80%程度と公表され、かなりの確率で襲ってくるとされています。東日本大震災は、死者の数は2万人ぐらいで、被害総額はおよそ20兆円でしたので、一方想定される南海トラフ巨大地震は死者32万人、被害総額は220兆円とされ、恐ろしいことに、被害が一桁多くなることとなります。

さらに、地球科学者の京都大学鎌田名誉教授は、想定される南海トラフ巨大地震はマグニチュード9.1という巨大なものであり、地震と津波だけではなく、日本列島の火山の噴火を誘発する可能性がある。その最大の危機は富士山噴火であり、日本人全員が南海トラフ巨大地震とともに頭に入れていただきたい国家危機管理上の緊急課題であると警鐘を鳴らしております。

現在、南海トラフ地震防災対策推進法に基づき、避難訓練や耐震化が進められてい

ますが、避難施設や物資の備蓄は自治体によって差があり、様々な課題があります。自然災害の自助、共助、公助の中でも基本となるのが自助で重要ですが、準備している割合は少ないと言われていました。

そこで、(1)自助について、アとして、各家庭での災害に対する備えの状況をお聞きいたします。

続きまして、東日本大震災や、西日本豪雨などで被害拡大の一因となった危険を最小評価し、自分だけは大丈夫と思い込む正常性バイアスについて、イとして、市民の正常性バイアスに対しての市の対応についてお尋ねをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、住宅避難はもちろん、旅館、ホテルの活用や親戚、知人への避難といった形態が推奨されるなど、いみじくも広報こまきで在宅避難の大特集があったようにですね、避難者などの避難生活の状況は多様化をしております。

そこでウとして、避難所外避難者についての見解をお聞きいたします。

(2)共助についてであります。共助とは、災害時にまず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合い、地域の安全はみんなで守り、自主防災会や地域協議会を中心とした単位で助け合うことです。また、当市は、多くの民間企業や各種団体と災害時における応援協定を結んでおられます。

小牧市防災ガイドブックに掲載されていますが、阪神・淡路大震災では、家族を含む自助や近所の住民等の共助によって多くの人が救出されておりまして、公助である救助隊などによる救出はほとんどされなかったとあります。

そこで、(2)アとして、自主防災会、地域協議会、市の連携をお尋ねいたします。イとして、企業、各種団体との連携をお聞きいたします。

次に、(3)公助についてであります。公助とは、国や自治体、防災機関などによる救助災害支援活動で、自治体ができる取組には、防災マップの作成や防災訓練、防災教育の実施、情報収集、伝達ができる仕組みの整備、避難所や施設の整備などが考えられ、災害が発生すると市町村は、避難所対応や被害者への物資提供、罹災証明の交付、各種被害者の支援策、復旧に関する業務など、様々な業務に追われ、公助による取組は絶え間なく続けられています。

そのような中、先般、水防法の改定に伴い、洪水ハザードマップを作成され、広報こまき5月号で全市民宅へ配布されました。

そこで、(3)としまして、(3)公助について、アとしまして、本年3月に外水ハザードマップが発行されてからの市民の反応についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、避難生活などで体調を崩して亡くなる災害関連死が初めて推計され、最悪の

場合 5 万 2,000 人と、東日本大震災のおよそ 13 倍に上るおそれがあり、避難者の生活環境の改善などが急務となっています。

また、災害関連死に当たるかどうかは判断に迷うケースもあり、国は手続が滞らないよう市町村に対し、医師や弁護士などで構成される審議会設置について、条例などで定めておくことを努力義務とされております。

そこで、イとして、災害関連死に対する災害弔慰金の支給に関する審査会の設置について市の考え方をお尋ねいたします。さて、日本は自然災害の多いことから、公助による取組が絶え間なく続いています。しかし、現在想定されている南海トラフ巨大地震のように、広い範囲で大規模な災害が発生した場合、公助の限界についての懸念も指摘され、最近、まだ一部の市町村ではありますけれども、行政の支援、公助の限界ということで、防災マップ、広報、ホームページなどで PR を始めておられます。

そこで、ウとして、公助の限界について市民への周知する必要性をお聞きします。

以上、誠意ある御答弁を期待いたしまして、質問 2 の 1 回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小島倫明）

質問項目 2 について、答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

それでは、質問項目 2、自然災害の自助、共助、公助について順次お答えをさせていただきます。

始めに、(1)自助についてのアで、各家庭での災害に対する備えの状況についてであります。各家庭における災害への備えの状況につきまして、令和 6 年 4 月に実施いたしました市民意識調査の結果を基にお答えをさせていただきます。

なお、この調査は、18 歳以上の市民 4,000 人を無作為に抽出し、実施したもので、有効回収率は 41.3% でありました。始めに、水や食料などの災害用備蓄品を備えている市民の割合は、53.3% でありました。この結果から、半数以上の家庭において一定の備えがなされておりますが、残りの半数近くの方々が備蓄を行っていないという現状から、今後も引き続き市民への周知啓発を行い、備蓄の重要性について認識を深めていただく必要があると考えております。

次に、地震に対する備えといたしまして、家具の転倒防止措置を講じている市民の割合は 36.6% と低い現状であることが明らかになりました。地震による被害を最小限に抑えるためには、自宅における事前の対策が不可欠となります。本市といたしましても、家具の転倒防止は地震発生時の人的被害を軽減する家庭内でできる簡単かつ効果的な対策であるため、より多くの市民が家具の固定などを実施していただけるよう、

改めて具体的な対策手法や事例について、様々な機会を捉えて啓発を行ってまいります。

最後に、災害時に自分が避難する避難所、避難場所を知っているという市民の割合は、73.8%でありました。自らの避難場所について一定の認知度はあるものの、4分の1を超える市民の方が避難所、避難場所を知らないという結果は、有事の際に混乱を招きかねない状況であることから、今後は、特に本市に転入された方や高齢者など、情報を得る手段が限定的となる方に対する周知啓発を推進していく必要があると考えております。

以上の状況から、市民一人一人が自らの安全を守るために必要な知識と行動を身に付けていただくことを、さらなる広報活動や新たな手法による啓発活動を検討し実施いくことで、市民の防災意識の一層の向上を図っていきたいと考えております。

次に、イで、市民の正常性バイアスに対しての市の対応についてであります。正常性バイアスとは、地震等大規模災害が発生し、危険な状況にあるにもかかわらず自分には関係ないだろう、大したことはないと自己判断し、必要な避難行動や対応が遅れてしまうなどのような、状況を軽視する心理的傾向のことを指します。

このような心理は、平時ではストレスを軽減し、精神的な安定を保つ役割がありますが、実際に大規模災害が発生した際には、迅速な避難行動を妨げ、命に関わる危険を招く可能性があるため、極めて深刻な問題であると認識しております。

そこで、本市では、小牧防災リーダー会の協力を得て、防災関係の出前講座などを実施しており、事業所、地区だけでなく小中学校や地域コミュニティを対象に、地震やその他の自然災害に関する正しい知識を広めるための取組や、防災訓練や避難所運営ゲームHUGなどを通して、住民が実際にどのように行動すべきかを学ぶ機会を提供しております。

今後も、これらの取組を通じて市民一人一人が大規模災害などに対して適切に判断、行動できるよう、啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ウで、避難所外避難者について市の見解であります。地震など大規模災害の発生時には、市が指定する避難所に避難される方だけではなく、自宅が倒壊のおそれがないため自宅にとどまる方、車中泊を選ばれる方、ホテルや旅館へ避難される方、親戚や知人の家に一時的に避難される方など、いわゆる避難所外避難者が多数発生することが想定されます。

このような避難は、個々の生活環境や健康状態、家族構成などに基づいて選択されるものですが、こうした避難所外避難をされる方に対する支援も指定避難所に避難される方と同様に不可欠であります。

現在、避難所外避難者が避難生活を送る上で必要となる物資などの支援につきましては、小牧市地域防災計画、あるいは避難所開設運営マニュアルに基づき実施することとしていますが、避難する場所の違いにより支援に差が生じることをないよう、必要に応じてマニュアルの見直しなどを行い、できる限りの避難者への対応に努めていきたいと考えております。

次に、(2)共助についてで、アで自主防災会、地域協議会、市の連携についてであります。共助とは、災害時に自分自身や家族の安全を確保した後に御近所あるいは地域の方々と助け合うことをいい、日頃から顔の見える関係づくり、自主防災活動への参加、地域の防災訓練への参加など、日々の取組により円滑に行うことができるようになるものであります。過去の災害から、共助の重要性は認識されており、本市においては、御近所付き合いのほか、自主防災会あるいは地域協議会が円滑に機能することで減災につなげられるものと考えております。

市との連携につきましては、平常時は自主防災会及び地域協議会が企画する防災訓練へ職員を派遣するなどにより、避難所運営訓練、コミュニティ防災資機材の使用方法説明、デジタル移動系防災無線による試験交信などを地域住民とともに実施し、連携の確認を行っております。

本市といたしましては、発災後に自主防災会及び地域協議会が機能的に活動できるよう継続して支援をしております。

次に、イで企業、各種団体との連携についてであります。本市では、災害時において迅速かつ効果的な対応が可能となるよう、企業や各種団体と連携し、地域の防災力を向上させるために様々な協定を締結しております。

このうち、企業とは、災害発生時に迅速な支援が求められるトイレや発電機などの提供を受ける応急対策資機材に関する協定、食糧や生活必需品などの提供を受ける物資調達に関する協定、さらにはガスや車両燃料、冷暖房用燃料の供給に関する協定などを締結し、有事の際に備えております。また、緊急貨物輸送等に関する協定も整備しており、これにより物資の迅速な輸送が可能となっております。

これら協定の相手方とは、毎年年度当初にそれぞれの協定先に対し個別に協定内容の確認を行うとともに、代表電話番号だけでなく担当者の携帯電話番号なども聞き取り、緊急時における連絡体制を確保しております。

各種団体との連携では、小牧市社会福祉協議会との間で災害時におけるボランティア活動に関する協定を締結しており、一般ボランティアの受入れや活動依頼を行うための災害ボランティア支援センターの設置及び運営に関する支援を得ることとしております。

災害ボランティア支援センターは、ボランティアの活動拠点となるものでありますが、ボランティアの受付業務のほか、災害時にボランティアが活動できる場を提供し、地域全体に支援が行き届くよう調整する機能を持つものであり、令和7年度中に市民会館、市公民館内に設置できるよう、必要となる設備の整備を進めてまいります。また、日頃から小牧防災リーダー会、小牧災害ボランティアネットの会などの任意の活動団体と事業を行うことで協力体制を整え、連携を深めてきているところであります。このほかにも、県内外の自治体とも相互応援に関する協定を締結しており、中でも北海道八雲町とは災害援助ボランティアのあっせんについても応援体制を取る内容となっております。

今後、様々な事業を通して企業や各種団体との連携を確認しながら、避難所運営が効率的に行われるよう取り組んでいきたいと考えております。

ただいまの答弁の中で、緊急貨物輸送等に関する協定と、私申し上げましたが、正しくは、緊急物資輸送等に関する協定ということですので、謹んでお詫び申し上げ訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、(3)公助についてであります。アで、外水ハザードマップが発行されてからの市民の反応についてであります。外水ハザードマップは、本市が洪水浸水想定区域に含まれる河川及び流域単位で作成された洪水浸水想定区域図の提供を受け、重ね合わせたもので、河川は国が管理する木曽川、庄内川、流域は愛知県が管理する庄内川水系八田川流域及び新川流域、木曽川水系郷瀬川流域であります。

また、この地図は、想定し得る最大規模の降雨で発生する洪水により浸水が想定される区域と浸水の深さを示したものであり、市民の方に、現在お住まいの所がどのような地形で、最大でどの程度の浸水が想定されているのかを理解していただくものであります。

外水ハザードマップについての市民からの反応につきましては、地図上に色が付いており、外水氾濫による想定浸水が発生することへの不安が大きくなっている方から、自分の家は大丈夫か、どの川のどこで越水すると浸水の危険があるのかなどのお問合せを数件いただいたところでございます。

外水ハザードマップを配布したことによる地域の混乱を招くことのないよう、今後各地区において開催されます会議の場などにおいて丁寧な説明をしていくよう努めてまいります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ災害関連死に対する災害弔慰金の支給に関する審議会の設置について市の見解についてのお尋ねであります。

自然災害時に受けた負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担による疾病が原因で死亡された方、災害関連死の方であります。は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金の支給の対象となります。

災害弔慰金の支給に当たっては、自然災害に関連する死亡であるか否かの判断が困難な場合などには、条例により有識者による審議会その他の合議制の機関、以下、審議会等と申し上げます。を設置し、調査審議を経て判定を行うこととなっておりますが、設置は市町村の努力義務となっております。

災害関連死については、避難所内外における生活環境の変化によるストレスや、医療、介護施設の被災による支援の中断、復旧作業に伴う心身の負担など原因が多岐にわたりますが、認定基準等が示されていないこともあり、自治体間で認定に差異が生じることへの懸念などの課題があります。このため、審議会等を設置している自治体は全国的にも少数で、県内においても県市長会の資料によりますと、令和6年4月現在で審議会等を設置している市は3市のみという状況です。

しかしながら、昨今の自然災害における災害関連死の割合は高くなっており、災害関連死の認定を速やかに行うためには、有識者による審議会等の設置が必要であると考えますので、審議会等の設置について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、ウで公助の限界について市民へ周知する必要性についてであります。

平成7年阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物などに閉じ込められた方の7割近くが自力で脱出、もしくは家族に救助され、約3割が友人・隣人や通行人に救助された一方、公助である救助隊による救出は数%であったことから、自助、共助の重要性が指摘されております。

地震などで広域的な大規模災害が発生した場合、道路の寸断、通信の途絶、職員や資機材の不足といった様々な要因により、行政による支援、いわゆる公助は、市民からの要求や要請にすぐには対応できない場面や限界が生じることがあることが現実であります。このことについて、市民の皆様にあらかじめ正しく理解していただくことは、非常に重要であると考えております。

本市の防災ガイドブックにも、自分の身は自分で守る、自助、自分たちの地域は自分たちで守る、共助、市や県、国、防災機関が住民等を災害から守る、公助という三層を柱として小牧市の地域防災力を高めようという考えを記載し、市民の皆様にも周知を図っているところであります。

特に、発災直後からの72時間は、人命救助のゴールデンタイムと呼ばれていますが、

この間は行政の支援が必ずしもすぐに届くとは限らないことを市民の皆様に明確に伝えておく必要があると考えております。

この自助、共助、公助については、地区防災訓練など機会を捉えて説明を行っており、公的機関による救助、援助である公助は、災害発生時には多くの要請が集中することにより機能が麻痺することも説明をしてきております。

本市が取り組んでいる防災施策と合わせ、自助、共助の重要性については、引き続き各地域で実施されます訓練や勉強会などにおいて周知啓発に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○15番（鈴木裕士）

御回答、御説明をいただきましてありがとうございます。時間のほうが9分でございます。予定していた質問をすっ飛ばしまして、最後にですね、何が言いたいかと申しますと、避難所は10人に1人しか小牧市に14万何人みえますけども、避難所のことを割りますと、10人に1人しか避難所に入れませんので、今この間の広報で在宅避難のPRをしていただきましたけど、それだけじゃ足りずに本当違った避難の方法を考えなきゃいけないということを切に訴えたいなというふうに思いますのと、あと公助の限界です。何があれば、避難所に行けば水も食事も簡易トイレも手に入ると思ってみえる市民の方は結構おみえになりますので、それはそういうことは非常に私もいろんなところでボランティアやっていますと、非常にそういう考えが一番怖いなというふうに思いますので、ぜひ市長、最後にですね、公助の限界について市長のもっとPRすべきだと私は思うんですけど、市長の見解を聞きたいと思います。

時間がありません。よろしく願いいたします。

○市長（山下史守朗）

公助の限界についてということでございます。先ほど来の議論の中でございますように、今よく言われますのが、平成7年の阪神・淡路大震災で生き埋めとなられたり、閉じ込められた方の7割近くが自力での脱出、あるいは家族に救助されたということで、残り約3割については友人や隣人、通行人に救助されたということでありまして、実際に消防の救助隊やら自衛隊やら警察やら、いわゆる公の機関、公助ですね。こちらで救出されたというのはもう本当数%ということであったというのはよく言われるところでありまして、そうした中で、自助や共助が大事なんだということがよく言われているかというふうに思っております。

議員からお話もございましたが、南海トラフ巨大地震、あるいは小牧市におきましては、内陸型の直下型の地震、いわゆる濃尾地震型というやつですが、こちらが非常

に震度が大きくなって被害が大きいというふうに想定されておりますけれども、そうした中で、特に南海トラフにつきましては、対費用が非常に広範囲で被害が生じて、最大死者数は30万人を超えるというような大変大きな災害が予測をされております。

そうした中では、なかなかその自衛隊も含めて、公の救助というのは、ある意味限界があるということで、やはり我々自ら備えて、自らを助ける必要があるというふうに思っております。

そうしたことを、私もふだんから訓練の機会などで市民の皆様方にもこれまでも折に触れて申し上げてきたところでございますが、改めて、そうしたことを強く認識をいただく必要があるということで、先般南海トラフの被害想定が見直されまして、私も非常に衝撃を受けておりますので、そういったことも含めて、先般広報こまきでもそうした特集もさせていただいているところでございます。

まず、自助、共助について時間がないということなのであまり申し上げられないんですが、まずは、小牧市内で地震が起きたときに亡くなられたり、大きなけがをされたりということの多くは、やはり家屋の倒壊によるものです。ですから、耐震診断を受けていただいてしっかりと家屋の耐震化を図っていただく。そして家具などをしっかりと固定をいただいて家具の下敷きにならないようにしていただく。阪神淡路のときも電子レンジやらテレビが反対側の壁に突き刺さったとか、そうしたことの映像も私も見ましたが、やはり危ないものはしっかりと固定をいただくということが大事だということを日頃から備えていただきたいと。

もう一つは、備蓄であります。専門家によれば1週間から2週間ぐらいは備蓄をすべきだということですが、なかなか2週間備蓄をしろといっても、実際にやられる方がほとんどいないだろうということで、1週間というような目標、あるいは最低3日というような言い方をされておりますが、できるだけやっぱり1週間、2週間多くを備蓄を各家庭でお願いしたいところであります。

そして、今避難が想定人数がございましてけれども、その想定避難者で小牧の備蓄も、避難者の3食分ということで実は算出しておるんですが、やはり在宅避難を我々呼びかけておりますので、在宅避難者が自ら食料等を水とかも備蓄をしていただかないと、そうした方々も避難所に取りに来られたりもするというのもございまして、基本的には備蓄をしていただきたいんですが、そうした点も踏まえて、私ども小牧市行政としても、備蓄の在り方について、その必要量等について、もう一度見直しの議論をしていこうというようなことも今考えておりますので、そういったことも含めて対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、避難訓練等を通じて自助、共助の必要性についてしっかりと、今

後とも市民の皆さん方にお訴えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（鈴木裕士）

市長、ありがとうございます。なかなか市長の口から公助の限界ということは言いにくいと思っておりますので、公助には本当に限界があると思っておりますので、ぜひ繰り返しになりますけども、避難所は電車で例えるとするならば優先席でございますので、避難所に全市民、全市民全員の避難スペースはありません。避難所以外の在宅避難や知人等ですね、避難場所を確保していただきまして、備蓄は、今市長おっしゃったとおり、3日から7日、7日がベストと言われてますけども、その辺を、南海トラフばかり今注目されてますが、実は一番心配なのは濃尾地震でございまして、濃尾地震も想定したほうが良いということを最後に付け加えて、私の全ての質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

（午後3時11分 休 憩）

（午後3時15分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

皆さんこんにちは。今日、私で最後の質問者となりますので、よろしくお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、先に通告しております項目2点について質問させていただきます。

項目1、発火性危険ゴミについて、（1）発火性危険ごみの排出に対する取組について。小牧市では、本年1月から、危険ごみという名称を、発火性危険ごみに変更し、発火や爆発のおそれがあるごみについては、中身が見える透明袋に入れてごみ集積場へ出すようになっております。それに伴い、これまで危険ごみとして回収していた刃物類は、金属ごみとして回収することになりました。

パネルの方にカメラをお願いします。

これは、市が作成したチラシです。発火性危険ごみには、スプレー缶、使い捨てライター、乾電池、コイン電池、リチウム蓄電池を使用した小型充電式電池や充電式家

電製品などがあります。このチラシはとても分かりやすく、市民の皆様にもっと認知をされていくとよいのではと思います、パネルでわざわざ出させていただきました。分かりやすいと思うんですね、非常にね。真っ赤ですし、目に映るかなって思います。

カメラを戻していただけますでしょうか。

発火性危険ゴミの中で、特にリチウム蓄電池を使用した製品については注意が必要です。加熱式たばこやデジタルカメラ、モバイルバッテリー、手持ち扇風機、コードレス掃除機など、私たちの身の回りの多くの機器にリチウム蓄電池が使われています。とても便利な反面、強くぶついたり押しつぶし潰したりすると、火が出たり破裂したり、場合によっては爆発する危険があります。また、サイズが小さくて、値段も安い製品や外見がプラスチック製のものは危険に見えにくく、電池が入っているのかも分かりにくいいため、正しく分別されずに捨てられてしまうことがあります。

環境省の発表によると、こうしたリチウム蓄電池などが原因で発生した廃棄物処理施設などでの火災事故は、令和5年度に全国で8,543件にものぼり、深刻な問題となっております。そのため、環境省は、昨年引き続き、本年4月15日付けで各都道府県に対し、リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の防止についてとの事務連絡を発出し、各市町村にも分別回収と適切な処理の徹底が求められています。併せて、市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集も公表され、市民への周知強化のため、啓発動画やポスターなどの広報素材も提供されています。

パネルの方にカメラをお願いいたします。

現在、ポスターは3種類提供がありますが、その1枚がこちらです。リチウム蓄電池などは誤って処理すれば大きな事故につながる可能性があります、正しく分別回収すれば、リサイクルによって希少資源として再利用することができるため、分別の徹底が非常に重要になってまいります。本市においても、啓発動画も含め、こうしたポスターなどを活用し、ぜひ市民の皆様への周知を強化していただけたらと思います。

では、カメラを戻していただけますでしょうか。

それでは質問ですが、ア現在の排出状況についてお尋ねします。

イ収集・処理施設での発火事故の事例について、ここ数年の状況をお尋ねします。

ウ処理の方法についてお尋ねします。

エ市民に対し、さらなる啓発と周知が必要と思いますが、どのように考えているかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

それでは、質問項目1発火性危険ごみについて、（1）で、発火性危険ごみの排出に対する取組について、アで発火性危険ごみの現在の排出状況についてであります。

リチウム蓄電池につきましては、議員が述べられましたとおり、製品の大半がプラスチックで覆われており、プラスチック製品のイメージが強く、危険なイメージがあまり浸透していませんでした。このため、リチウム蓄電池は、これまで破碎ごみやプラスチック類として排出されることが多くありました。

一方で、本来破碎ごみに区分される割れたガラスや陶器などは、危険のイメージが先行し、危険ごみとして排出されるケースが見られたところでもあります。

こうした状況を改善するため、本年1月から危険ごみの名称を発火性危険ごみに変更し、発火の危険性のあるもののみを対象とする運用を始めたところでもあります。これにより、ごみの適正な排出につながることが期待でき、発火、爆発などの事故を減少させることも可能になると考えております。

発火性危険ごみの内容物の状況につきましては、運用を改めてから期間が短いため具体的な数字でお示しすることができませんが、収集委託業者に状況確認を行ったところ、運用開始前よりも不適正排出が減少傾向にあるとの回答が得られたところでもあります。

また、誤った分別が目立つ破碎ごみ及びプラスチック類ですが、破碎ごみも発火性危険ごみと同様に、具体的な数字でお示しすることができませんが、これまでの収集状況からは、運用開始前よりも不適正排出が減少していることが確認できております。プラスチック類につきましては、令和7年4月に実施しました内容物調査では、発火性危険ごみの混入割合が運用開始前の1.04%から0.03%に減少しております。

さらに、発火性危険ごみの運用を開始した令和7年1月から3月までの収集量は15.78トンとなっており、前年同月と比較しますと、1.05トンの減少となったところでもあります。これは、名称変更に合わせて、危険ごみの品目から金属類に移行した刃物類の減少が影響していると考えられ、適正な分別が促進されているものと考えております。

これらのことから、今回発火性危険ごみへの名称変更については、一定の効果が見られるため、引き続き資源、ごみの適正排出について周知、啓発に努めてまいります。

○市民生活部次長（小川真治）

続きまして、イ収集・処理施設での発火事故の事例についてであります。

収集・処理施設における発火事故件数について、令和4年度から令和6年度までの

3年間の状況をお答えさせていただきます。

令和4年度は収集時に3件、処理施設で169件の合計172件、令和5年度は収集時に4件、処理施設で218件の合計222件、令和6年度は収集時に1件、処理施設で145件の合計146件となっております。収集時の発火事例につきましては、いずれも破砕ごみの収集時に発生したもので、積載物からの発火を確認した場合、消火が可能な安全な場所へ車両を移動後、積載したごみを下ろして消火を行っており、これまで大事に至った例はありません。

なお、確認ができた発火原因の約半数は、リチウム蓄電池を内蔵するものが破砕ごみで排出されたことによるものであり、これにより、ごみ収集車での圧縮時に強い力が加わり発火したもので、その他の発火原因としては、スプレー缶の不適正排出などがあります。

ごみ処理施設での発火事例につきましては、大半が小牧岩倉エコルセンターで発生しており、こちらも大事には至っておりませんが、処理中に炎検知機が検知するような軽微な発火及び発煙が多く確認されております。その原因の多くは、収集時と同様にリチウム蓄電池が内蔵されたものが破砕ごみとして排出されたもので、処理の際にかかる強い圧力などにより発火したものと考えられます。

私からは以上となります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、ウで処理の方法についてであります。収集した発火性危険ごみにつきましては、発火性危険ごみ処理委託契約を締結した事業者へ搬入し、スプレー缶類、リチウム蓄電池を含めた電池類、異物などの種類ごとに選別作業を行い、その後、種別ごとに破砕、熱処理などを行うことにより再資源化しております。いずれの工程におきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令に基づき適正に処理を行っているところであります。

発火性危険ごみは、こうした工程を経て、再資源化できない異物などを除き、主に電池やステンレス製品などの金属資源として再生されているところであります。

次に、エで、市民に対し、さらなる啓発と周知が必要と思うが、どう考えるかのお尋ねであります。発火性危険ごみの周知啓発につきましては、これまで広報こまきや市ホームページ、ごみ分別アプリさんあ〜る、出前講座、各種SNSなどを活用して実施してきております。また、誰にでも分かりやすい啓発を行うことを目的に、職員が作成した啓発動画を市公式ユーチューブチャンネルに公開しており、公開から半年で4,600回の再生があったところであります。さらには、多くの市民が来場する市のイベントにも参加し、積極的な啓発活動を実施してきており、こうした各種啓発を実

施してきた効果は徐々に表れてきているものと考えております。

しかしながら、ごみ収集時などにおける発火事故件数は減少傾向にあるものの、令和6年度では収集車、処理施設合わせて146件発生していることから、継続的に周知啓発を行っていく必要があると考えております。

今後は、これまで特に情報が行き届きにくかった外国人市民に対しても分かりやすい啓発を行うために新たな取組として、多言語に翻訳した啓発動画を活用するほか、ごみ分別パンフレット資源・ごみの分け方と出し方の外国語版をより見やすいものにするなど、啓発の強化を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

詳しく御答弁いただきありがとうございました。

(1) のア現在の排出状況ということで、発火性危険ごみという名前に変更を今年からしたんですけれども、今御答弁では、不適切なごみの出し方が減って、一定の効果があったということで、もう本当によかったなというふうに思っているところです。ただ、周囲の方々に聞いてみたところ、その名前が変わったっていうのが、それ自体が知らない方が結構多くて、危険ごみという意識は非常にあるんだけど、発火性に変ったというのが、ちょっと認識がまだ浸透してないのかなというふうに感じております。それでも危険なものは、危険なものは透明な袋に入れて出すという、このルールについては、皆さんしっかり意識して実践をしていただいているというふうにすごく感じております。

一方で、リチウム電池、蓄電池を使ったプラスチック製品などについては、分別の間違いがまだやはり多いのではないかなというふうに感じました。自分自身もですね、私自身も正しく理解していなかった部分がありまして、本当今後は気を付けていかなければならないっていうふうにすごく痛感をした次第です。

ありがとうございました。特にここは質問はありません。

イの収集・処理施設での発火事故の事例で、御答弁を伺って、大事には至らなかったということなんですけれども、発火事故の件数がやはり非常に多くて、思った以上に多かったのですごく心配になった次第です。

1点ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけど、再質させていただきます。

先ほど、小牧岩倉エコルセンターで、処理中に炎検知器が反応して、すぐに対応されたというふうにあったと思うんですけども、炎検知器が炎や火花を検知した。そういう検知した際に、具体的にどのような対応を取られているのかをお尋ねします。

お願いします。

○市民生活部長（落合健一）

小牧岩倉エコルセンターに確認しましたところ、破碎ごみ及び粗大ごみを破碎・選別するごみ破碎施設内には、7か所に炎検知器が設置されており、受け入れたごみは、最初に低速破碎機による破碎処理、次に高速破碎機による破碎処理と順に行ってまいります。そこで過去に発生しました発火事故のうち、その多くは、この二つの破碎処理過程で発生しているとのことであります。

スプレー缶やリチウム蓄電池などの発火性危険ごみが混入していた場合、これらの処理過程において、炎や火花などが発生します。この炎に含まれる紫外線を検知する設備が炎検知器となります。炎や火花を検知すると、破碎処理したものを搬送するコンベヤー機器が自動停止し、ごみ破碎施設内にある消火設備により初期消火などを行うとともに、発火物等を手作業で確実に取り除いた後、破碎処理を再開することで、火災を未然に防いでいるということでありました。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

具体的に説明していただいております。

環境省の通知によりますと、最近では赤外線カメラと連動して、自動で狙いを定めて放水するシステム、これを導入する自治体が増えているというふうに書いてありましたので、本市ではどのようになっているのか非常に気になって質問させていただきました。今の御答弁で、現在は紫外線式の検知器が設置をされているということで対応されて、早期発見ができていているということでもよく分かりました。ありがとうございます。

ウに関しては、今、種類ごとに選別をして、できるものに関しては再資源化を心かけていただいているということで、ありがとうございます。

エなんですけれども、市民に対してのさらなる啓発と周知ということで、今回質問させていただいたんですけれども、御答弁にありました、ごみ分別アプリさんあ〜る、これもしっかり見させていただいて、啓発動画も改めてしっかり見させていただきました。とても分かりやすく作られていて、職員の皆さんが本当に工夫を重ねて作成をされたのだというふうに感じました。

ただですね、これはインターネットにつながらないとやっぱり見れないですね。先ほど、別な項目で、市長のほうからデジタルディバイドというお言葉が出てきたんですけれども、ネット利用っていうのがどんなふうかなっていうふうになら、全国平均ですけれども、70代までは結構多いんですね、70代で67%平均です、

飽くまでも。80代になると36%と非常にくんと下がってくるという現実がありまして、やっぱりちょっと、やはりよく聞かれるもんですから、80代の方にスマホの操作を教えるってことをよく言われるんですけど、やっぱりちょっと悩まれるんだなっていうふうに思いました。ふだんネットを利用されていないこうした高齢者の方々には、情報が届きにくいというふうに心配をしております。

そこで改めてお伺いしますけれども、高齢者の方々にも分別ルールがしっかりと伝わるように、さらに周知啓発を進める必要があると思いますけれども、市のお考えをお尋ねいたします。

○市民生活部長（落合健一）

高齢者に対する発火性危険ごみの周知啓発につきましては、先ほどの答弁でお答えをしましたように、広報こまき、市ホームページ、ごみ分別アプリさんあ〜る、出前講座や各種SNSなどを活用した周知を行っているところでありますが、市ホームページやSNSなどでの周知は、機械操作の不慣れな方が多い高齢者にとっては情報が伝わりにくく、また、出前講座やイベントなどでの周知は限定的なものとなるため、多くの方々に行き届くような周知啓発が必要であると考えております。

このため、ごみを排出する際に目に留まるような啓発看板をごみ集積場に設置するほか、高齢者の多い地域においてチラシを回覧していただくなど、分かりやすい周知啓発に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

ただいま御答弁いただきありがとうございます。

チラシの回覧のほか、ごみ集積場に啓発看板を考えていただいているということで、もうすごくいいなというふうに思いました。一番分かりやすいのではないかなと思いますので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

合わせて周知ということで、もう一点お願いしたいと思うんですけれども、本市では、AIを活用した自動応答システム、こまき山コンシェルジュサービス、これがありますけれども、この仕組みを使ってごみ分別などの情報も提供できるようにしてはどうかと考えますけれども、市のお考えをお尋ねいたします。

○市民生活部長（落合健一）

こまき山コンシェルジュは、24時間365日、市民の皆様の疑問にお答えするAIを活用した自動応答システムとして、令和元年11月からサービスを開始しております。資源、ごみの分け方や出し方につきましても、本システムを活用して一定の情報を入手することができます。

こまき山コンシェルジュは、本市が導入しているごみ分別アプリさんあ〜るとは異なり、キーワード入力に対応した自動応答やグーグル翻訳による11か国語に対応した自動翻訳などの機能を有しているため、周知・啓発する上で、非常に有効な手段であると考えます。このため、議員が述べられましたとおり、これまで以上にこまき山コンシェルジュの資源・ごみに関する情報を充実させるとともに、積極的に活用していきたいと考えております。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

大変前向きな御答弁をいただきありがとうございます。今回質問させていただいて、いろいろな前向きな御答弁をいただきましてすごくうれしく思っています。

先ほどの第1質問の御答弁の中でも、外国籍の方に向けての動画も考えていただけるということと、先ほどちょっと思ってもいなかったんですけど、ごみ集積所に啓発の看板まで考えていただけるということ、それから、私分かんない、ごみを捨てるのに分かんないものがあるって、このコンシェルジュで調べたら全然出てこなかったんですね。実は。あれ、これはごみに関しては出てないのかなっていうふうにいるいろいろ調べたんですけど、なかなか出て、私が探せなかっただけかもしれませんが、出てこなかったものですから、やっぱり周知が非常に皆さんに必要と思われる内容だけでも、ぜひここで答えてもらって、こういうふうねって仕分けができるようにしてもらえるとありがたいかなと思って、今回御要望を出させて、要望を出させていただきました。すいません。ありがとうございます。皆さん、市民の皆様に確実に情報が届くことを期待して、質問項目1を終わらせていただきます。

続きまして、質問項目2に入らせていただきます。HSPハイリー・センシティブ・パーソンについてです。

(1) HSPハイリー・センシティブ・パーソンに対する取組について、この後頭文字だけ言わせていただきます。HSPとは、生まれつき感受性がとても強く、音や光、人混みなど様々な刺激に対して敏感に反応する気質を持つ方のことを言います。子供さんの場合は、ハイリー・センシティブ・チャイルド、HSCと呼ばれ、同様の特性を持っています。

こうした方々は、学校や職場での強い刺激にストレスを感じやすく、場合によっては心の不調につながることもあると言われております。HSPは病気や障害ではなく、生まれ持った気質ということです。この概念は、アメリカの心理学者であるエレイン・アーロン氏によって1996年に提唱されたもので、心理学の中では比較的新しいものですが、人口の15%から20%およそ5人に1人が該当するとされています。

HSPには、主に次のような特徴があります。物事を深く考える、刺激を受けやすい、感情が豊かで共感しやすい、ささいなことにも敏感に反応するという4点が挙げられています。共感力が高く、優しい性格の方が多い一方で、刺激に疲れてしまいやすく、日常生活や人間関係において生きづらさを感じることも少なくありません。

私自身、子供の不登校に悩む保護者の方から、学校で友達が怒られるのを見るのがつらくて登校できないと話すお子さんのお話を伺いました。医師からはHSCの傾向があるのではないかと説明されたそうです。人が多く集まる場にいるだけで、大きなストレスになる場合もあると改めて感じました。

HSPやHSCの方が健やかに過ごすためには、御本人が自分の気質を理解し、工夫することも大切ですが、周囲の理解や配慮が何より重要です。近年、日本でもHSPへの関心が高まっており、理解を深め、適切な支援が受けられる環境づくりが求められていると思います。

そこで質問ですが、ア市はどのように認識しているかお尋ねいたします。

イ保育園における取組についてお尋ねいたします。

ウ市教育委員会として、小中学校における取組についてお尋ねいたします。

エ市民に対する理解の促進や、支援体制など、市として取組を進めていく考えはないかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目2について、答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目2ハイリー・センシティブ・パーソンについて、（1）ハイリー・センシティブ・パーソンに対する取組についてのア、市はどのように認識しているかであります。

ハイリー・センシティブ・パーソン、以後答弁においてもHSPと言いますが、これにつきましては、先ほど議員が述べられたとおり、感受性が非常に高い人々を指し、周囲の刺激に対して敏感に反応する特性を持っている方々です。

感情や環境の変化に対して鋭敏であり、他者の感情やニーズを深く理解する能力を有している一方で、ストレスや疲労を感じやすいという特徴もあり、生きづらさを感じている人も多く存在しています。

なお、HSPは、病気や障害ではなく、生まれつきの性格、性質の一つとされており、医学的に治療するものというよりも、カウンセリングなどで生きづらさに対する対処法を知ることが重要とされております。統計的には5人に1人が当てはまるとも

言われておりますが、まだまだ認知が進んでおらず、市としましても、まずは、HSPの理解促進が必要であると認識しているところであります。

以上となります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ保育園における取組であります。現在、本市の保育園でハイリー・センシティブ・チャイルド、以後HSCと言います。に該当すると判断された園児はいませんが、感覚が過敏で、環境の変化に対して強い不安やストレスを感じる様子が見られる園児もいます。園児は経験が少なく、必ずしも持って生まれた特性とは言い切れませんが、大きな音が苦手、新しい場所や初めての活動に不安を感じる、急な環境の変化に戸惑うなどの反応が見られることがあります。

このような場合には、保護者と保育士が日頃から情報を共有し、必要に応じて担任の保育士だけでなく、担任を持たないフリーの保育士と一緒に複数の保育士で見守るなど、園児一人一人に寄り添った柔軟な対応を行っております。

以上となります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、ウ市教育委員会における取組についてのお尋ねでございます。児童生徒たちの中には、人一倍繊細な性質の子どもがいることは十分に承知しているところであります。これまでも、保護者や本人から相談や申し出があれば、丁寧に聞き取りを行い、それぞれに必要な配慮をするなど対応してまいりました。

例えば、学校行事などで多くの刺激を受ける場面で疲れやすいと相談があれば、個々の様子に配慮して声を掛けたり、落ち着ける場所を提案しているところであります。また、視線や他者の声が気になって苦しいという申し出に対してましては、少しでも過ごしやすい座席配置に配慮しているところです。その子にとって負荷が大きな活動がある場合は、事前に伝えて見通しを持たせ、対応を一緒に考える場合もございます。また、保護者や本人の希望があれば、スクールカウンセラーにつなぐように努めてまいったところであります。

今後、HSCだけでなく、様々な性質や特性のある児童生徒がいることを理解し、適切に対応できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして、エ市民に対する理解の促進や支援体制等、市として取組を進めていく考えはないかですが、HSPは先にお答えしましたとおり、病気や障害ではなく、生まれつきの性格、性質の一つとされていることから、現在のところ、市では特

別な周知は行っておりません。

しかしながら、近年、多様性を進める観点からもHSPの概念や特徴などをホームページで周知している自治体もあり、本市としましても、それら自治体などの調査・研究を進め、HSPへの理解が進むよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、HSPの方は自己肯定感が下がりやすく、生きづらさを感じがちであると言われております。現在、市では、生と性のカリキュラムの推進を通じて、親子健康手帳の交付のときから、みんな違ってみんないいという考えをしっかりと伝え、自分自身の特性を受け入れられるよう働き掛けているところであります。

加えて、HSPの方には限りませんが、保健センター、子育て世代包括支援センターでは保健師、臨床心理士、相談員などが傾聴し、誰もが少しでも安心できるよう相談に応じているところであります。

本市としましては、これら取組によりHSPの方が少しでも生きづらさを解消できるよう、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

以上となります。

○19番（加藤晶子）

それぞれに御答弁いただきありがとうございます。

それでは、（1）のア、市はしっかり認識をしていただいているということで、HSPの特性については、やはり何よりも知っていただくということが、まず大切ではないかなというふうに考えているんですね。市として御理解いただいているということでしたけれども、本当は、今後ですけど、窓口対応であるとか、相談支援を行う職員の皆様にも、やはりこうしたHSPへの理解をしていただけると、やっぱり対応が変わってくるのではないかなというふうにちょっと感じてるところがあるんですね。やはり、お一人お一人の特性に寄り添った柔軟で丁寧な対応ができるように、やはり周知をしていただけるとありがたいというふうに思っております。

イでありますけれども、保育園における取組ということで、御答弁では、HSCに該当するお子さんはいないということでしたけれども、多分、そのHSCの特徴に近い、そうした傾向のあるお子さんは見受けられるというふうに、そういう説明だったと解釈というか理解しました。

実は、現在では、先ほどのアーロン博士が中心となって開発したチェックリストを基に、幼児向けに作られたものもチェックリストがありました。私もいろいろ調べていてあったんですけども、こうしたものも参考にすることも対応の一つの手段ではないかなと、有効ではないかなというふうに考えました。考えております。

1点、再質をさせていただきたいと思えます。

保育園では、保護者の方と情報を共有しながら対応していただいている、すごく丁寧に対応していただいているのがすごくよく想像できるんですけども、HSCの傾向があるお子さんが傾向があるんですね。お子さんが小学校に進学する際に、保育園から学校への申し送りは行っていただけるのかお尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

保育園から小学校に進学する際には、どの園児もスムーズに就学できるよう小学校や児童クラブと情報共有を行っております。

具体的には、10月から11月にかけて行われる就学時健康診断の後、小学校の教職員が保育園を訪問し、保育園での生活の様子を実際に確認したり、保育士から子どもの特性や関わり方について聞き取ったりしております。また、児童クラブについても、保護者からの児童クラブ加入申込書に配慮が必要といった記載がある場合には、児童クラブの職員が必要に応じて保育園を訪問し、保育園での様子を確認した上で、保育士と情報を共有する体制を取っております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。保育園から小学校への申し送りも、HSCというのは断定できない中でなので難しいのかなと思ったものですから、ちょっと確認をさせていただきました。

小学校に進学する際にしっかりと保育園から学校への申し送りをしっかりやっただいて、そればかりではなく、児童クラブの職員の方とも連携を取れる体制が今整っているということで、本当に丁寧に対応されていると思いました。ありがとうございます。

続きまして、ウの市教育委員会における取組なんですけれども、この学校現場においては、既に対応してくださっているとの御答弁でした。

ただ、恐らく全員ではないだろうなという想像するんですけど、というのは、先ほども申し上げたとおり、HSCは15%から20%、そうなりますと、1クラス35人とすると、約そのうち5人から7人は人一倍敏感な子ということに、数的ですけれどもね、そういうことになってまいります。

HSCの子供たちは、先ほども申し上げましたとおり音や光や人の感情などに対して非常に敏感であり、周囲の環境から受ける影響というのが非常に大きい傾向にあります。そのため、学校生活の中で見過ごされがちな困り事であったり、不安を抱えているという、そうした生徒さんもいらっしゃるんじゃないかなって、そのことをちょっと心配してるんですね。

こうした特性をやはり理解し、適切に関わっていくためには、まず、やはり現場の先生方や関係する職員の皆さんに、HSCについての正しい知識を持っていただくことが必要ではないだろうかというふうに思いました。教職員の皆さんがHSCの特性を知って、配慮の視点を持つことで、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく過ごせる学校環境にもつながっていくというふうに感じております。そのためにも、HSCに関する情報や支援の考え方を学校現場へしっかりと周知していくことが必要不可欠であると考えております。

そこで確認の意味で再質させていただきますが、教職員向けの研修会は行われているのかをお尋ねをいたします。

○教育長（中川宣芳）

市の教育委員会といたしましては、児童生徒理解や、適切な支援や配慮を考えることを目的といたしました各種研修におきまして、HSCについても紹介をしておるところであります。

令和4年度には、こういった特に配慮を要する児童、生徒と関わる心の教室相談員、スクールサポーター、学校生活サポーターを対象とした研修におきまして、子どもたちが抱える様々な困りの一つとしてHSCについて紹介いたしました。また、令和6年度には、各校の特別支援教育コーディネーターの教員を対象とした研修におきまして、支援を必要としている子どもたちとしてHSCについて触れたところあります。

今後、様々な機会を捉えまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（加藤晶子）

御答弁いただきました。令和4年度には、心の教室相談員、またスクールサポーター、学校生活サポーターの方々を対象として、また昨年は、特別支援教育のほうの先生がコーディネーターというんですね今ね。先生方を対象とした研修会で取り上げていただいたってということで、ありがたいなというふうに思いました。

HSCの特性を理解し、適切に対応するためには、特別支援の、やはり先生方だけではなくて、全ての教職員の方々がやっぱりHSCについて知っていただきたいというふうにすごく思っているんですね。大切ではないかと思っております。

今後ですね、職員向けの研修会いろいろとあると思うんですけども、先ほども様々な機会を通じてHSCについて周知を進めていただけたという御答弁だったと思うんですけども、そうした教職員向けの研修会でも、先ほども、心の教室相談員の方々は令和4年度で止まっているわけですね。逆に言えばですね、申し訳ないんですけど。昨年、ようやく先生、特別支援教育コーディネーターの先生方ということで、や

はり、より多くの先生方にこのH S Cの子供たちの特性を知っていただけるように、今後はぜひ研修会等で取り上げて紹介をしていただけると、こうした学校において子どもたちが安心して相談ができ、さらにはそれぞれのお子さんに合った支援が受けられるような環境づくりが進むということを進んでいくと思うんですね。

ちょっと勘違いがありますか。勘違いがあったらお願いします。すいません。

○教育長（中川宣芳）

先ほど、令和6年度に特別支援教育コーディネーターを対象とした研修でということをお願いしましたが、特別支援教育コーディネーターというのは、特別支援教育の学級の担任ではなくて、学校全体の様々な個別の支援を必要とする教育についてを校内でコーディネートしていく一般教諭でございますので、そういった方が校内の様々な特別支援に関する教育を、支援をコーディネートしてまいりますので、そういった方に対象にしておりますので、特別支援教育の担当者に特化したものではないということをお理解いただけたらと思います。

○19番（加藤晶子）

教育長ありがとうございます。私も勘違いして捉えておりました。

ただ、言いたい、申し上げたい、お願いをしたいことは、やはり教員の先生方全体にもやはり知っていただきたいというのが、やはり要望です。

私も、何人か不登校のお子さんに関わってきて、やはりH S Cかなって、お母さんのほうからもそう言われた子が何人かいます。不登校になる前にですね、例えば学校のほうで、もしかしたらこの子はって思ったら、その子に合った配慮が学校側で先生が気が付いてやっていただけると、そこまで行かないで、学校は結局大好きなわけだから行きたくてっていうところが大きいので、何とかそういう配慮が、配慮でそういうお子さんも過ごしやすい、学校においても過ごしやすい環境になるといいなというふうにすごく思ったもんですから、できれば教員の先生方、少しずつでいいんです。もう今年はこちら、この方対象に、来年はこういったところを対象に、少しずつの積み重ねでいいですので、ぜひ多くの先生方、また職員の方、関係職員の方々にもH S Cの特性というのを、御理解をいただいた上で、御配慮いただけるようにぜひお願いいたします。大変失礼いたしました。ありがとうございました。

では最後、エでありますけれども、市民に対する理解の促進ということで、先ほど、H S Pの概念や特徴について、他の自治体ではホームページで紹介している例があるという御答弁でありました。本市でも、ぜひこのH S Pについての情報をホームページに掲載していただきたいと強く要望をしておきます。

先ほど、H S C向けのチェックリストの話もしましたが、このH S Pのセル

フチェックができる診断テスト、これチェックリストもございます。合わせてホームページに掲載している自治体も多いんですね。こうしたものも御利用いただけると、市民の皆様の気付きや理解につながると思いますので、一度御検討をお願いいたします。

また、御答弁では、HSCやHSPなども含めてですけれども、悩みや生きづらさを感じた場合に、保健センターや子育て世代包括支援センターで相談を受け付けていただいているという御答弁でした。こうした相談窓口があるということは、本当にとっても心強く、ありがたいことだというふうに思っておりますので、また今後ともよろしくをお願いいたします。

ここで関連して1点再質させていただきます。

今回質問するに当たりまして、もしかしてうちの子HSCかもという実はチラシが、子育て世代包括支援センターで作成されていることを知りました。このチラシはどのような経緯で作られたのかをお尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

子育て世代包括支援センターでは、子どもと家庭に関する様々な問題、子どものしつけ、養育、発達に関することなどの家庭児童相談を受けております。相談の中には、子どもの育てづらさなどの悩みもあることから、子どもの特性としてのHSCを知っていただくきっかけになればという思いからチラシのほうを作成させていただきました。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

私も、今回初めて質問するに当たって、このチラシがあるのが分かりまして、さっきも言いましたが、もしかしてうちの子、HSCかもクエスチョンっていう形が、これがタイトルになってるんですね。すごくよく表現が考えられているなというふうに思いました。イラストも使っていて、HSCの特徴が分かりやすくまとめてありましたし、非常に良い内容だと思いました。

もしですね、先ほどHSPについてホームページに掲載をしていただけることが実現できたらの話ですけれども、このチラシも合わせてアクセスできるようにしていただけると、より多くの方に見ていただき、気付きの一つのきっかけになるのではというふうに思いましたので、これも併せてぜひ御検討をお願いいたします。

また、本市では、発達や成長に不安を感じている保護者向けに、初めの一步という小冊子を発行してまして、その中の4ページにもHSCについて紹介をされていまして。このように、様々な場所で情報発信を行っていただくことで、悩んでいる方が

気付きにつながるきっかけになればとすごく思っておりますし、市としても、HSPの方々への配慮ができる環境整備が進むことにもつながるのではと思っております。

これからも、いろいろなもの、ホームページもそうですし、こうした小冊子もそうなんですけれども、ぜひ、またより周知が進むように環境整備を進めていただけることを期待しまして、以上で全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月17日午前10時より開きますので定刻までに御参集お願いいたします。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後4時29分 散 会)

令和7年小牧市議会第2回定例会議事日程(第2日)

令和7年6月16日午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

(番 議員)

第2 諸般の報告

- 1 議員辞職について
- 2 提出議案の報告
- 3 説明員出席要求者の報告

第3 議員辞職の件

第4 議案審議

議案第72号

{ 上程・提案説明・質疑・委員会付託(省略)・
討論・採決

自 議案第73号

至 議案第77号

} 上程・提案説明

第5 一般質問

- 1 個人通告質問

質問項目 No. 1	防災力の強化について	備考
要 旨	<p>(1) 被災者に対する福祉的支援等の充実について 災害対策基本法の改正による被災者支援の充実の観点から、高齢者等の要配慮者の支援強化について伺う。</p> <p>(2) 避難所環境の整備について ア 避難所の運営指針で明記された「スフィア基準」について、本市の避難所におけるトイレ基準の在り方を伺う。 イ 本市の避難所における一人当たりの居住空間の在り方を伺う。 ウ 乳幼児用段ボールベッドを配備してはどうか伺う。 エ 避難所にキッズスペースを設置してはどうか伺う。</p> <p>(3) 「耳で聴くハザードマップ」について 「耳で聴くハザードマップ」の見解について伺う。</p> <p>(4) 大規模地震発生時の出火防止対策について ア 大規模地震発生時における「通電火災」のリスクについて、その対策としての「感震ブレーカー」の有効性をどのように認識されているか伺う。 イ 「感震ブレーカー」の設置費用の一部を補助する制度を導入する考えはあるか伺う。</p>	

質問項目 No. 2	RSウイルス感染症について	備考
要 旨	<p>(1) RSウイルス感染症の予防対策について ア 呼吸器の感染症であるRSウイルス感染症について、市はどのような疾病と認識しているか伺う。 イ これまでの流行状況について伺う。 ウ 感染予防対策について伺う。</p>	

個人第5号 氏名 鈴木 裕士

質問項目 No. 1	市役所の開庁時間について	備考
要 旨	<p>(1) 県内自治体の開庁時間について見直し状況を問う。</p> <p>(2) 市役所本庁舎の利用状況について現在の市民の来庁状況を問う。</p> <p>(3) 開庁時間の見直しの方向性について今後、見直す考えはあるかを問う。</p>	

質問項目 No. 2	自然災害の自助、共助、公助について	備考
要 旨	<p>(1) 自助について</p> <p>ア 各家庭での災害に対する備えの状況を問う。</p> <p>イ 市民の「正常性バイアス」に対しての市の対応を問う。</p> <p>ウ 「避難所外避難者」について市の見解を問う。</p> <p>(2) 共助について</p> <p>ア 自主防災会、地域協議会、市の連携を問う。</p> <p>イ 企業、各種団体との連携を問う。</p> <p>(3) 公助について</p> <p>ア 本年3月に外水ハザードマップが発行されてからの市民の反応を問う。</p> <p>イ 災害関連死に対する災害弔慰金の支給に関する審議会の設置について市の見解を問う。</p> <p>ウ 「公助の限界」について市民への周知する必要性を問う。</p>	

個人第6号 氏名 加藤 晶子

質問項目 No. 1	発火性危険ごみについて	備考
要 旨	<p>(1) 発火性危険ごみの排出に対する取組について</p> <p>ア リチウム蓄電池を使用している充電式家電製品等は、意図していない区分に混入して排出されると、発火事故につながるおそれがあることから、本年1月より「発火性危険ごみ」と名称が変わったが、現在の排出状況について伺う。</p> <p>イ 収集・処理施設での発火事故の事例について伺う。</p> <p>ウ 処理の方法について伺う。</p> <p>エ 市民に対し、更なる啓発と周知が必要と思うが、どのように考えているか伺う。</p>	

質問項目 No. 2	HSP（ハイリー・センシティブ・パーソン）について	備考
要 旨	<p>HSP（Highly Sensitive Person）とは、生まれつき感受性が高く、刺激に対して敏感に反応する特性を持つ方々のことを指します。過度な音や光、人混み、職場や学校での過剰な刺激によって強いストレスを感じやすい傾向にあり、こうした方々への配慮が求められています。</p> <p>(1) HSP（ハイリー・センシティブ・パーソン）に対する取組について</p> <p>ア 市は、どのように認識しているか伺う。</p> <p>イ 保育園における取組について伺う。</p> <p>ウ 市教育委員会における取組について伺う。</p> <p>エ 市民に対する理解の促進や支援体制等、市として取組を進めていく考えはないか伺う。</p>	

個人第8号 氏名 阿部 哲己

質問項目 No. 1	鷹ヶ池について	備考
要 旨	<p>小牧市東部野口地区にある鷹ヶ池は本来農業用のため池であるが、かつては市民が集う憩いの場としての活用もあった。</p> <p>(1) 鷹ヶ池の活用について</p> <ul style="list-style-type: none">ア 経緯について問う。イ 現在の管理状況について問う。ウ 今後の活用について問う。	

個人第10号 氏名 佐藤 早苗

質問項目 No. 2	赤ちゃん支援の充実について	備考
要 旨	<p>少子化の進行が一層深刻さを増しており、それに伴って子育て支援の重要性が益々高まっています。中でも出産直後から赤ちゃんのいる家庭を支える支援は、赤ちゃんの健やかな成長環境の整備という観点からも非常に大きな役割を担っています。</p> <p>(1) 母子への支援について</p> <p>ア 出生数の推移を伺います。</p> <p>イ 乳児家庭全戸訪問事業の取組について伺います。</p> <p>(2) 出産祝いについて</p> <p>市オリジナルの命名書を作成する考えはないか伺います。</p> <p>(3) 母乳バンクの周知について</p> <p>ア 出生体重が1,500g未満で出生した低出生体重児の令和6年度の届出数について伺います。</p> <p>イ これまでにどのような周知をしてきたのか伺います。</p>	

(速報版)

個人第11号 氏名 諸岡 英実

質問項目 No. 1	妊産婦・外国人等の避難支援体制について	備考
---------------	---------------------	----

<p>要 旨</p>	<p>災害対策基本法では、要配慮者として高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、子ども、日本語を十分に理解できない外国人住民なども明記されている。</p> <p>しかし、実際の避難所運営において妊産婦や乳幼児、外国人への対応は依然として不十分である。福祉避難所への受入対象の明確化や、言語・医療・プライバシー面での対策、避難所マニュアルの改善を通じて、誰一人取り残さない避難支援体制の構築を提案する。</p> <p>(1) 妊産婦・乳幼児の避難支援について</p> <p>ア 妊産婦や乳幼児を抱えた家族が指定一般避難所に避難した場合、どのような対応・設備が用意されているか問う。</p> <p>イ 指定一般避難所で分娩等の急変事態が発生した場合の対応について問う。</p> <p>ウ 学校教室を避難所として活用することについて、授業再開との兼ね合いから市の考え方を問う。</p> <p>(2) 外国人住民への避難支援について</p> <p>ア 日本語の理解が難しい外国人への災害時の情報伝達・避難誘導・避難所支援について、市の体制はどのようになっているか問う。</p> <p>イ 多言語表示シートや多言語指差しボードといった多言語対応ツールの整備・運用状況について問う。</p> <p>ウ ピクトグラムや図解など、非言語的な情報伝達手段の整備状況について問う。</p> <p>(3) 避難時の確認事項について</p> <p>ア 避難所利用者登録票には支援ニーズを記載する欄が設けられているが、実際の避難所運営の現場で、こうした支援ニーズの把握から対応までどのような運用になるか問う。</p> <p>イ 災害時には、いわゆる“非申告型”の要支援者も想定されるが、市として対応するための体制は整備されているか問う。</p>	
----------------	--	--

個人第12号 氏名 河内 伸一

質問項目 No. 1	小牧市民病院の経営状況について	備考
要 旨	<p>(1) 運営上の課題について</p> <p>ア 運営において現状どのような課題を抱かえているのか問う。</p> <p>イ 経営改善に向けてどのような取組を行っているのか問う。</p>	

個人第13号 氏名 黒木 明

質問項目 No. 1	小牧市民病院の医療費未払いについて	備考
要 旨	<p>(1) 状況について</p> <p>ア 過去5年間の国籍別医療費未払い金額を問う。</p> <p>イ 過去5年間の国籍別医療費未払い件数を問う。</p> <p>ウ 未払い金の回収方法について問う。</p> <p>(2) 回収について</p> <p>ア 過去5年間の国籍別の時効等による未払い金回収不能額を問う。</p> <p>イ 過去5年間の国籍別の時効等による未払い金回収不能件数を問う。</p> <p>ウ 海外に出国してしまった場合の対応について問う。</p>	

質問項目 No. 2	小牧市の出生状況について	備考
要 旨	<p>(1) 出生数について</p> <p>ア 過去5年間の出生数を問う。</p> <p>イ このうち、外国人住民の出生数を問う。</p> <p>(2) 出産育児一時金について</p> <p>ア 過去5年間の外国籍の方への支給件数を問う。</p> <p>イ 過去5年間の外国籍の方への支給金額を問う。</p> <p>ウ 過去5年間の海外出産の支給件数を問う。</p>	

個人第14号 氏名 大上 利幸

質問項目 No. 1	パークアリーナ小牧の交通手段について	備考
要 旨	<p>「パークアリーナ小牧」は最大約5,000人収容可能な、愛知県内屈指のキャパシティを誇る「メインアリーナ」に「サブアリーナ」「トレーニングジム棟」「サッカーグラウンド」の4つのスペース等で構成されているが、駐車台数は乗用車637台（臨時駐車場202台含む）であり、収容人数に対して非常に少ない駐車台数であるため問題があると感じています。</p> <p>開催されるイベントによっては、駐車場不足の影響により、利用者と近隣住民にも多大なご迷惑をおかけしているのが現状です。</p> <p>さらに来年開催の第20回アジア競技大会において、バレーボール競技会場の仮決定もされていますので早急な対応が必要だと考えます。</p> <p>(1) 利用者の現状について</p> <p>ア 車での利用者数を伺います。</p> <p>イ 公共交通機関での利用者数を伺います。</p> <p>ウ 交通手段に関する利用者の声を伺います。</p> <p>エ 現状の駐車台数で足りなくなったイベントを伺います。</p> <p>(2) 交通手段の課題について</p> <p>ア 駐車場の課題を伺います。</p> <p>イ 公共交通機関の課題を伺います。</p> <p>ウ 近隣住民への対応について課題を伺います。</p> <p>(3) 交通手段の今後の取組について</p> <p>ア 利便性向上の取組を伺います。</p> <p>イ 第20回アジア競技大会の対策を伺います。</p>	

個人第14号 氏名 大上 利幸

質問項目 No. 2	健診センターについて	備考
要 旨	<p>小牧市民病院においては、総務省より「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき「小牧市民病院経営強化プラン」を策定されています。</p> <p>その強化プランは、「愛知県地域医療構想」等を踏まえて果たすべき役割を明確化され、経営の健全化に向けた取組をされていますので、今後も注視したいと思います。</p> <p>しかし、病気の早期発見にとっても重要な市民病院内の健診センターに関しては、健診者の声の収集やその問題に対する改善等の取組が明確にされていないことと、さらに最も重要な病気の早期発見に向けた取組が不足していると考えます。</p> <p>(1) 健診センターの現状について</p> <p>ア 売上高の推移を伺います。</p> <p>イ 健診者数の月別推移を伺います。</p> <p>ウ 事業収支の推移を伺います。</p> <p>エ 健診センターの特徴（差別化）を伺います。</p> <p>オ 健診者の声を伺います。</p> <p>(2) 健診センターの課題について</p> <p>ア 検便容器の利便性向上について伺います。</p> <p>イ 検査の待ち時間の改善について伺います。</p> <p>ウ 胃内視鏡検査の導入について伺います。</p> <p>エ その他の課題を伺います。</p> <p>(3) 今後の取組について</p> <p>ア 早期発見に向けた取組を伺います。</p> <p>イ 健診者の増加に向けた取組を伺います。</p>	

質問項目 No. 1	学校再編について	備考
要 旨	<p>(1) 学校再編計画における地域協議について</p> <p>ア 篠岡地区の学校を考える会が開かれているが、地域協議の現在の進行状況を問う。</p> <p>イ 篠岡・北里・巾下地区の地域協議について、今後の予定を問う。</p> <p>(2) 篠岡地区学校再編計画の検討内容について</p> <p>ア スクールバスの導入も含めた通学距離や通学時間の検討について、シミュレーションの実施状況を問う。</p> <p>イ シミュレーションで、桃花台ニュータウン内の徒歩による通学時間は最大で約何分になると予想できるか問う。</p> <p>ウ 市独自に想定している通学時間等の基準について問う。</p> <p>エ 運転手不足がいわれているが、スクールバス運行計画の進捗状況について問う。</p> <p>(3) 学校再編計画と小牧市都市計画マスタープランとの整合性について</p> <p>桃花台ニュータウンをはじめとする東部篠岡地域の人口減少を最小限にとどめるためにも、学校の果たす役割は大きいと考える。地域づくりの一環としての学校の在り方について、見解を問う。</p> <p>(4) 学校統廃合後の学校施設の利活用について</p> <p>ア 「学校統廃合後に、少なくとも校庭と体育館だけは残す」という施策方針があるとすれば、その根拠は何か問う。</p> <p>イ 春日井市高蔵寺ニュータウンでは、統廃合後の学校施設を利用した「グルッポふじとう」という地域複合施設ができているが、本市としてもこのような利活用の仕方を考えないか、見解を問う。</p>	

個人第17号 氏名 伊藤 皇士郎

質問項目 No. 1	出産支援の充実について	備考
要 旨	<p>現在、無痛分娩は母体の心身の負担軽減や、分娩時の安全性向上に一定の効果があるとされている。しかし、日本では全体の約8～10%程度の実施率にとどまっており、欧米諸国（70～80%）と比べて大きな開きがある。本市独自の取組が市民から期待されている。</p> <p>(1) 本市における出産環境の現状認識について</p> <p>ア 無痛分娩に対応できる医療機関は何か所あるか伺う。</p> <p>イ 市内の年間出産数における無痛分娩の実施割合について伺う。</p> <p>(2) 無痛分娩のニーズと実態の把握状況について</p> <p>妊産婦や家族から、無痛分娩に関する要望は上がっているか伺う。</p> <p>(3) 無痛分娩への経済的支援の検討について</p> <p>費用面の負担軽減を図るため、無痛分娩費用に対する補助制度の創設や、既存の出産支援策に加える考えはあるか伺う。</p>	

質問項目 No. 2	教育関連費用の家庭への支援について	備考
要 旨	<p>子どもたちの学習環境の格差や、家庭の経済状況による教育機会の偏在が依然として課題として挙げられている。文部科学省の調査でも、低所得世帯の子どもほど学習塾や習い事への参加率が低いというデータが出ている。これは将来の学力格差、さらには地域間の社会的格差の固定化にもつながる深刻な問題であると考えます。</p> <p>(1) 本市の家庭における学校外教育関連費用の現状について</p> <p>ア 世帯所得別に見た学習塾・習い事等への支出の把握状況について伺う。</p> <p>イ 放課後や休日における学習・体験活動支援の現状について伺う。</p> <p>(2) 学校外における教育バウチャー制度について</p> <p>ア 把握されている他自治体の導入事例について伺う。</p> <p>イ 導入の必要性に対する認識について伺う。</p>	

